

人と自然が織りなす
しあわせ交流都市
とうみ

第2次東御市総合計画・後期基本計画（2019～2023）

第2次東御市総合計画・後期基本計画

人と自然が織りなす
しあわせ交流都市 とうみ

はじめに



本市では、平成16年（2004年）の合併以来、新たなまちづくりの指針となる総合計画を策定し目指すべき将来都市像に向けて、各種施策に取り組んで参りました。

現在、わが国を取り巻く状況は、地球規模での環境問題をはじめ、エネルギー問題・少子高齢化社会の進行といった社会状況や人口減少などにより、地域活力が低下する一方、情報化や国際化の進展、IoTやAI（人工知能）を積極的に用いた取り組みにより、仕事や生活におけるスタイルも多様化するなど、あらゆる面において大きな変動期を迎え、今後急激に変化していくことが予想されます。

本市におきましても、平成27年度（2015年度）に策定した東御市人口ビジョンを上回る勢いでの人口減少や高齢化の進行、多様化・複雑化する市民ニーズへの適切な対応など、まちづくりや財政運営、さらには経済活動や市民の暮らしなどの面で多くの課題に直面しています。

しかしながら、私たちには、このような厳しい現状を乗り越え、将来都市像として掲げる「自然と人が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」を築き上げ、未来を担う子供たちにしっかりと引き継いでいくことが求められています。

こうした状況の中、第2次東御市総合計画前期基本計画の期間が終了するにあたり、直面している課題に真摯に取り組む、将来を見据え、切れ目なく、目標達成に向けた施策を進めるため、市民との協働により「第2次東御市総合計画後期基本計画」を策定しました。

後期基本計画では、基本構想にあたる6つの基本目標と21の政策を前期基本計画から継承し、64の施策については見直しを行い、53に整理しました。また、指標に「成果指標」と「進捗管理指標」を設定し、指標の持つ意義を明確化しました。さらに世界共通の目標であるSDGsの達成を意識した取り組みを通じて、地域課題の解決及び地域の活性化を促進していくこととしております。

本計画の着実な推進に向けて、我が東御市のあるべき姿を市民の皆さんと共有し、共に考え、そしてともに行動し、すべての人が生き生きと輝く、夢と希望が持続するまちづくりを進めてまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました総合計画推進市民会議、まちづくり審議会の委員の皆様、また東御市まちづくりアンケート、パブリックコメントなどで貴重なご意見を賜りました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年（2019年）3月

東御市長

花岡利夫

目次

第1章	総合計画の概要	3
1.	計画策定の趣旨	4
2.	計画の構成と期間	4
3.	基本構想	6
第2章	後期基本計画策定の背景	11
1.	東御市の概況	12
2.	土地利用	13
3.	人口の推移と見通し	15
4.	人口ビジョンにおける人口の将来展望	17
5.	財務の状況	18
6.	市民意識調査結果	19
7.	前期基本計画の評価一覧	22
8.	後期基本計画策定にあたり踏まえるべき社会環境の変化と本市の課題	24
第3章	後期基本計画の策定方針	27
1.	基本構想との関連	28
2.	後期基本計画策定のポイント	28
3.	計画書期間	29
4.	計画書の構成	30
5.	政策施策体系図	32
第4章	後期基本計画	35
	基本目標Ⅰ 豊かな自然と人が共生するまち	36
	基本目標Ⅱ 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち	42
	基本目標Ⅲ 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち	54
	基本目標Ⅳ 共に支えあいみんなが元気に暮らせるまち	69
	基本目標Ⅴ 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち	80
	基本目標Ⅵ 市民と共に歩む参画と協働のまち	92
第5章	自治体行政に期待されるSDGsの取り組みについて	103
1.	SDGsの17の目標と自治体行政の関係	104
2.	総合計画・後期基本計画の施策とSDGsの17の目標の関係	106
資料編		111
1.	東御市総合計画・後期基本計画策定の体制	112
2.	東御市総合計画・後期基本計画の策定経過	113
3.	名簿	114
4.	東御市まちづくり審議会の答申	118

第1章

総合計画の概要

1. 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的な行政の経営のための指針を示すものです。

平成16年（2004年）4月の合併により誕生した東御市は、合併協議会において定められた新市建設計画に沿って、平成16年度（2004年度）から平成25年度（2013年度）を計画期間とする「第1次東御市総合計画」を策定し、「さわやかな風と出会いの元気発信都市」を基本理念に計画的なまちづくりを進めてきました。この間、本市では、急速に進展する少子高齢社会への対応をはじめ、深刻化する地球環境問題などこれまで経験したことのない様々な課題に対応してきました。景気動向の先行きが不透明な中、今後は、今まで以上に厳しい財政状況のもとで、地域の実情に沿った行政運営を展開し、自主自立のまちづくりを進めていくことがより一層重要になってきます。

地方分権がまさに実行段階を迎える今日、自治体が自らの判断と責任によってまちづくりを進めていくためには、市民と行政がまちづくりに関する想いを共有して信頼関係を築き、ともに知恵を出し合い、ともに目標に向かって力を合わせて実現を図ろうとすることが何よりも求められています。

このような変革が求められる時代において、世界基準のSDGs（持続可能な開発目標）を意識した取り組みを推進するとともに、新たな時代にふさわしい自治体経営を目指し、持続可能な東御市づくりに向けて共に歩みを進めるため、市民と行政の共通、共有のまちづくりの指針として「第2次東御市総合計画」を策定しました。

2. 計画の構成と期間

第2次総合計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成します。計画期間は、基本構想を10年間、基本計画は前期・後期のそれぞれ5年間とします。

（1）基本構想

本市の目指す将来の都市像を描き、その実現のために進むべき方向性、基本方針を示すものです。基本構想の計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）までの10年間とします。

（2）基本計画

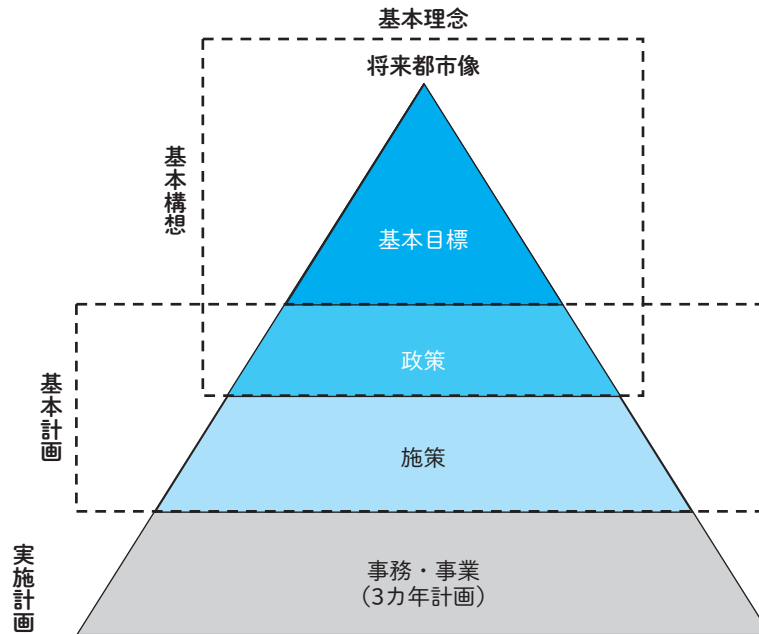
基本構想を実現するために基本的な施策を体系的に示すものです。基本計画は前期計画と後期計画とし、前期計画の計画期間は平成26年度（2014年度）を初年度とし、平成30年度（2018年度）までの5年間とします。

後期計画については、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行ったうえで、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

（3）実施計画

基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するため、各施策分野における主要な事業の内容及び規模の概要を示すものです。計画期間は3カ年とし、毎年ローリング（見直し）を行います。

《計画構成図》



基本理念……誰もが安心して生き生きと、未来に希望をもって暮らす「まちづくり」の根幹となる考えです。

将来都市像……みんなが共に歩いていくための将来のまちづくりの姿と意思を、内外に示すものです。

基本目標……まちづくりの目指すべき方向性、政策の柱となるものです。

政策……基本目標を実現するための方策であり、行政分野別に基本方針を示すものです。

施策……政策目的を達成するための手段を示すものです。

事務・事業……施策目的を達成するための具体的な手段を示すものです。

《計画の期間》

平成26年
(2014年)平成27年
(2015年)平成28年
(2016年)平成29年
(2017年)平成30年
(2018年)平成31年
(2019年)平成32年
(2020年)平成33年
(2021年)平成34年
(2022年)平成35年
(2023年)

第2次東御市総合計画 基本構想（10年間）

前期基本計画（5年間）

後期基本計画（5年間）

実施計画（2019～2021）

実施計画（2020～2022）

実施計画（2021～2023）

3. 基本構想

(1) まちづくりの基本理念

本計画に基づくまちづくりを実現するうえで、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方を基本理念として定めます。

本市では、市民だれもが親しみ、市民の心のよりどころとなる「東御市民憲章」が平成18年（2006年）10月3日に定められました。本市のまちづくりに対する市民共通の根本的な姿勢を示す、この市民憲章を、第2次東御市総合計画の基本理念とします。

東御市民憲章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることに歓びと誇りをもち、未来（あした）に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくります。
- 1、ともに支え合い、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、思いやりの心を持ち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
- 1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
- 1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

(2) 東御市の将来都市像

第2次東御市総合計画は、市民が安心して暮らせる、個性的で魅力ある都市をつくるため、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、共に知恵を出し合い、共に目標に向かって実践することができる計画にしていかなければなりません。

そのため市民が共通して目指すことのできる将来都市像を掲げ、その実現に向けて、市と市民が互いに役割を明らかにして共に歩みを進めるものとします。

人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ

自然の恵み、農山村の潤いに育まれてきた個性豊かな文化と美しい郷土に愛着と誇りをもち、心あたたまるふれあい、いきいきとした活動によって人と人を結び、誰もが笑顔で暮らし続けられる“幸せ”が実感できる都市を目指します。

（３）まちづくりの基本目標

将来都市像の実現に向けて「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」を実現するために、6つの将来目標を掲げ、まちづくりを進めます。

I) 豊かな自然と人が共生するまち

【政策①】 I—1 自然と調和した住みよいまちを目指す

【政策②】 I—2 地球環境への負荷の少ないまちを目指す

誰もが住みよいと感じるまちの基本は、快適に暮らすことができる環境です。とりわけ豊かな自然は、人々にやすらぎをもたらし、生活に潤いをもたらしてくれます。

本市の恵み豊かな自然環境を市民共有の財産として次代に継承していくために、市民一人ひとりが自然を愛し、親しみ、守り、育てることに努めるとともに、市民が潤いと豊かさを実感し、ゆとりある生活を送れるよう、農村環境や水辺環境の保全や整備を市民と行政が協力して取り組み、水と緑に包まれた魅力ある生活景観の形成による環境と調和したまちづくりを進めます。

さらに、市民と行政が互いに協力し合って、地球温暖化の防止やごみ排出量の削減、資源物のリサイクル活動を進め、循環型・低炭素社会の実現を目指します。

II) 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち

【政策①】 II—1 快適で暮らしやすいまちを目指す

【政策②】 II—2 暮らしの安心を支える上下水道をつくる

【政策③】 II—3 暮らしの安全がひろがるまちを目指す

市民の快適な生活を支える基本となるものは、安心できる都市基盤の整備と安全・安心のまちづくりです。

身近な生活道路や幹線道路網の整備、公共交通の充実、上下水道などの社会基盤施設の整備に努め、住環境の質の向上による快適で住みよいまちづくりを進めます。

また、行政が行う防災・減災対策に加え、市民が主体となった防災活動を推進し、家庭、地域、行政が互いに協力しながら災害に強いまちづくりを進めます。

さらに、地域消防体制の充実や地域防犯活動や交通安全対策を推進するほか、消費生活の相談体制を充実させることで市民の生命や財産を守り、市民が安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

Ⅲ) 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち

【政策①】Ⅲ—1 安心して子供を産み育てられるまちを目指す

【政策②】Ⅲ—2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

【政策③】Ⅲ—3 生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す

【政策④】Ⅲ—4 郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す

子どもたちは、東御の宝であり、市の将来、日本の将来への希望です。また教育や生涯学習などは、心豊かな人生を送るために基本となるものです。

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。学校教育においては児童生徒の能力と個性を引き出し、児童生徒自らが人生を切り開く力を備えることができるよう、質の高い教育環境を整備するほか、学校・家庭・地域が連携することにより、まち全体で次代を担う人材の育成に努めます。

また、市民がいつまでも充実感や誇りをもって暮らせるよう、生涯学習機能を強化するとともに、郷土の多彩な歴史的資源や文化財の保全・活用、郷土の伝統文化の継承などを通じた文化芸術及びスポーツの持つ、文化力あふれるまちづくりを進めます。

Ⅳ) 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

【政策①】Ⅳ—1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

【政策②】Ⅳ—2 安心して医療が受けられるまちを目指す

【政策③】Ⅳ—3 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

【政策④】Ⅳ—4 元気で生きがいのある高齢社会を目指す

市民が安心して健やかに暮らすためには、保健・医療・福祉を包括したセーフティ・ネットの確立が大切です。

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの健康に対する意識を向上させるため、市民主体の健康増進活動を促進するとともに、すべての市民が生涯にわたっていきいきと健康に暮らすことができるよう健康づくりを推進します。

また、安心して医療が受けられること、高齢者や障がい者（児）が生きがいを持って元気に暮らせることなど、子どもから高齢者まで誰もが健康で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の充実に取り組みます。

さらに、市民一人ひとりの絆による心のかよいあうふれあい、助けあいを基本とした地域での助けあいのしくみを創り、みんなで支え合う福祉のまちづくりを進めます。

V) 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち

【政策①】 V—1 地域特性を活かす農業の振興を目指す

【政策②】 V—2 元気で活力ある産業が育つまちを目指す

【政策③】 V—3 定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す

【政策④】 V—4 交流をひろげる魅力ある観光地を創る

産業振興は、市民の豊かな暮らしを支え、自立したまちづくりの実現を財政面から支える基盤であるとともに、まちの活気や賑わいを生み出す原動力となります。

本市の優れた立地条件と地域特性を活かし、農業では農産物の高付加価値化の推進、優良農地の保全、農業基盤の整備を図り、営農意欲の高い農家を中核として農業の維持発展を図ります。

また、商工業では雇用吸収力の高い企業の誘致や新たな産業機能^{注1)}の誘導を図り雇用の場の確保につとめるとともに、既存企業の活力向上を促進し、市内勤労者の雇用安定を図ります。

さらに、優れた農産物や観光により一層の磨きをかけることによって、人を誘い「住んでみたい」「住んで良かった」と実感できる東御市を創ります。

VI) 市民と共に歩む参画^{注2)}と協働のまち

【政策①】 VI—1 市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す

【政策②】 VI—2 市民の信頼に応える行財政経営を進める

【政策③】 VI—3 開かれた市政を推進する

【政策④】 VI—4 全ての人が尊重されるまちを目指す

本市が抱える課題の解決やめざすべき将来都市像を実現するには、市民のまちづくりへの参画が不可欠です。

市民と行政が地域づくりの想いを共有して信頼関係を築き、市民や地域、事業者などの団体と行政が「自助・共助・公助」の互いの役割を果たしていく協働のまちづくりを進めます。

また、市政情報を積極的に提供し、市民と行政が情報を共有する開かれた市政を推進し、まちづくりへの積極的な市民参加を促進していきます。

さらに、行政組織のスリム化や広域行政の推進、施策・事業の効率化及び財政力の強化を図るなど、自主・自立の持続可能な行財政運営を進めます。

注1) 新たな産業機能：市内の産業全体への高い波及性と大きな成長が期待される先端技術産業をいい、代表的なものとしては①健康・医療、②環境・エネルギー、③情報通信・エレクトロニクス、④ロボット、⑤ナノテクノロジーなどの分野を指します。

注2) 参画：「事業・政策などの計画に加わること」ですが、この場合、市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程において、責任を持って主体的に関わっていくことを言います。単なる「参加」とは異なり、意思決定の形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味を含んでいます。

第2章

後期基本計画 策定の背景

1. 東御市の概況

東御市は長野県の東部に位置し、県都長野市までは約45kmの距離にあり、首都東京より約150kmの圏域にあります。北は群馬県嬭恋村に、西は上田市に、南は立科町、佐久市に、東は小諸市に接し、市域は東西14.7km、南北16.5km、総面積112.37km²です。

北には上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯の丸山、烏帽子岳の連山、南には八ヶ岳中信高原国立公園に位置する蓼科山を眼前に見ることができます。市のほぼ中央部を上信越自動車道と千曲川の清流が東西に通過しています。上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジがほぼ中央にあり、国道18号と主要地方道小諸上田線（浅間サンライン）が東西の幹線道路となっています。

気候は、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候です。季節感のある豊かな自然や山並の眺望に優れた暮らしやすい地域で、年間降水量が900mm前後と全国でもまれな寡雨地帯となっています。



2. 土地利用

(1) 土地利用の構想

市土は、現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活や生産を通じた諸活動の基盤であり、さらに、その優れた自然は市民共通の貴重な財産です。市土の利用にあたっては、長い時間をかけて育まれた地域固有の風土を基盤に、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件とともに景観にも十分配慮して、都市的土地利用、農業的土地利用の調和を図りながら、長期展望に基づき適切かつ合理的な土地利用に努めることが必要です。

国土利用計画法などの土地利用関連法の適切な運用を図るため、農業振興地域に関する法律、都市計画法などの個別法に基づく土地利用計画を活用し、社会的・経済的条件の変化に配慮しながら適正な土地利用と地価の安定を確保します。

(2) 土地利用の方針

①自然環境と調和した土地利用の推進

…農地や森林など、恵まれた自然環境を積極的に保全し、無秩序な開発を抑制し、自然環境と調和した土地利用を図っています。

②交通網と連動した適正な市街地の形成

…新たな広域幹線道路の整備や、都市の道路網整備と連動した良好な市街地の形成を図るとともに、公共交通網整備に合わせた計画的な周辺地域の整備を進め、都市拠点の形成を図っています。

③地域の特性に応じた土地利用の推進

…豊かな自然環境に恵まれた立地条件を活かし、農業、商業、工業、観光などの産業と有機的連携を図りながら、歴史・文化遺産を積極的に維持・保全・活用し、地域特性を重視した土地利用を図っています。

④適正な土地利用の規制・誘導

…自然環境の保全や景観の保全などに配慮しながら、自然的土地利用と都市的土地利用の均等のとれた秩序ある土地利用を図るため、適正な土地利用の規制・誘導を進めています。

(3) 地域別土地利用の方向

①市街地及び周辺地域

高速交通網の発達などの社会情勢の変化に対応して計画的に住宅用地、商業用地、工業用地などを配置し、景観など環境形成に十分配慮しながら魅力ある商店街や良質な住宅団地の整備を推進し、中心市街地としての都市機能の充実と生活環境の向上を図っています。

また、農用地については、都市機能の拡充との調整を図りながら、特に生産性の高い土地の農業上の利用推進に努めています。

②田園集落地域

本地域は、市街地を取り巻くようにして千曲川の北と南に分かれた集落群で構成され、浅間サンラインや千曲ビューラインなど、幹線道路の整備が進む一方、北は日当たりの良い緩やかな南向き斜面、南は粘土質の肥沃な台地が広がります。優良な農用地として積極的な農業振興を図っています。

ア. 北部田園集落地域

景観としても価値のある田園風景を維持しつつ住環境の整備を進め、美しく快適な居住空間の形成を図るとともに、優良農地の基盤整備や農業の集団化・流動化による規模拡大により効率的で安定した農業生産体制の構築を推進しています。

イ. 南部田園集落地域

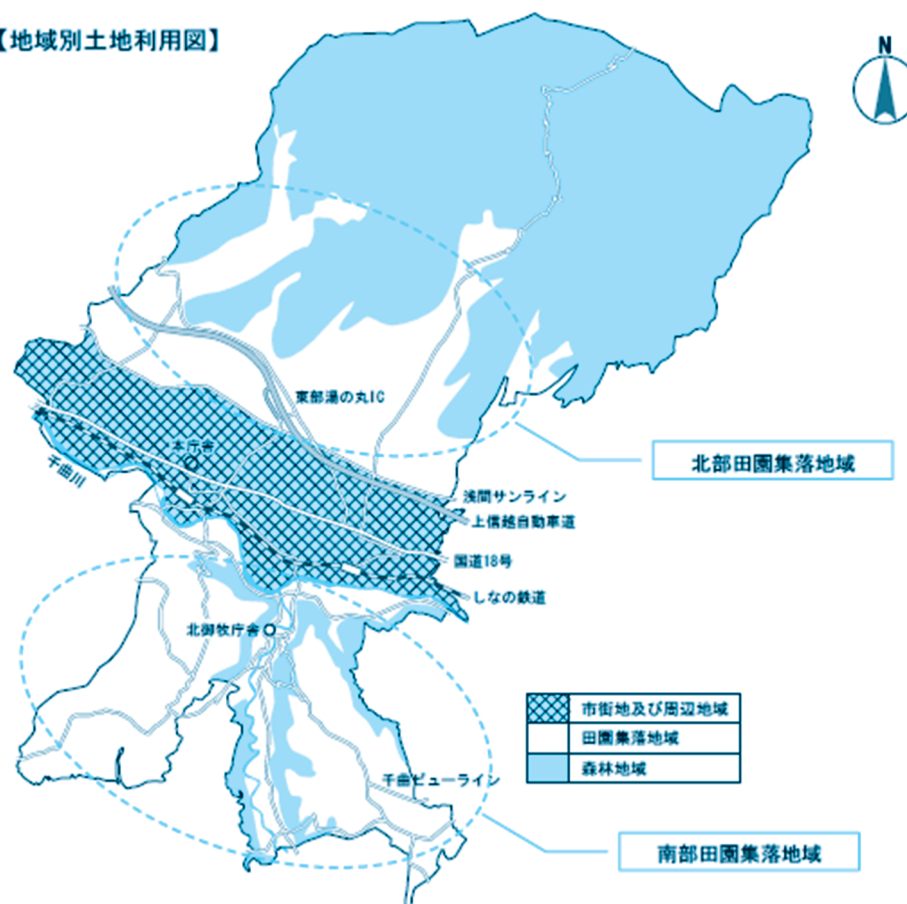
優良農地の多い台地では、基盤整備や中核農家への農地集積などにより生産基盤を強化しつつ、農村資源を多面的に活用した観光や文化、レクリエーションの拠点として地域の活性化を図っています。また、自然環境や農地の保全に配慮した住宅や宅地の整備を推進し、田園と調和する快適な居住空間の形成に努めています。

狭小な河岸段丘部においては、幹線道路沿いに工業用地や公共施設用地を集積し、適切な土地利用への転換や土地の高度利用により生活基盤整備を進め、ゆとりある生活空間の確保に努めています。

③ 森林地域

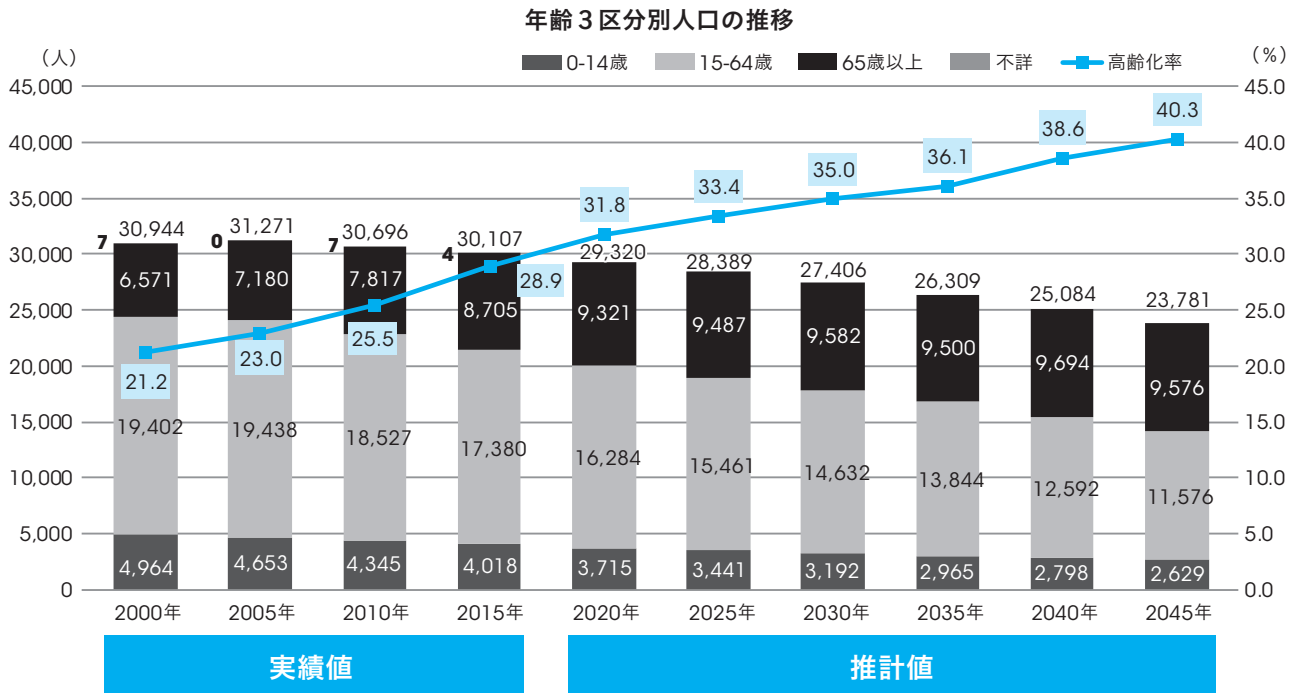
森林のもつ市土保全、水源かん養など公益的機能と観光資源や憩いの場としての多面的機能を考慮しながら、その機能や景観の保全のための広域的な連携や交流会を推進し、森林管理の仕組みの再構築に努めています。

【地域別土地利用図】



3. 人口の推移と見通し

東御市の人口は、合併後も順調に増加してきましたが、平成17年（2005年）をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）には30,107人となりました。今後、本市の総人口は減少し続け、平成57年（2045年）には23,781人まで減少することが見込まれます。一方、人口に占める65歳以上の割合は上がり続け、平成57年（2045年）には40.3%に達することが見込まれています。



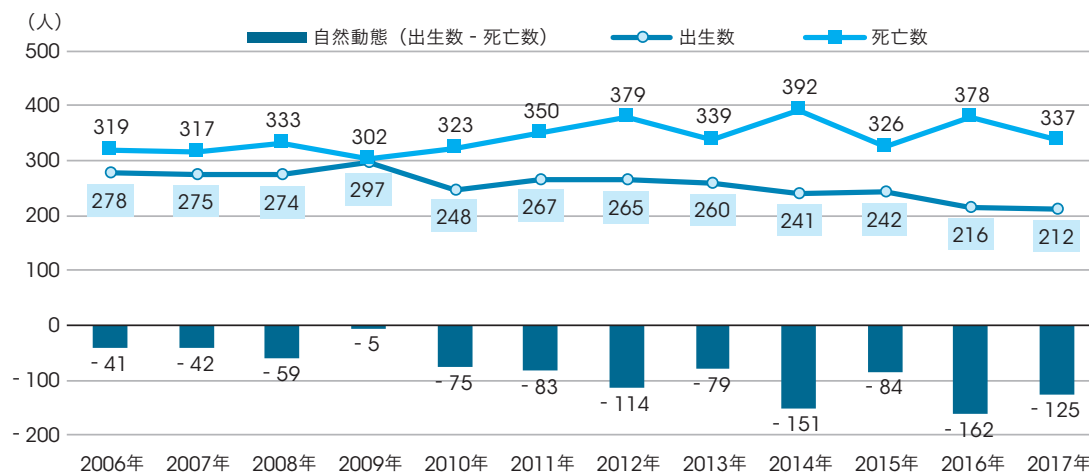
※2015年までは実績値、2020年以降は推計値

出典：実績値 総務省「国勢調査」（2000年～2015年）

推計値 国立社会保障人口問題研究所による人口推計（2018年）

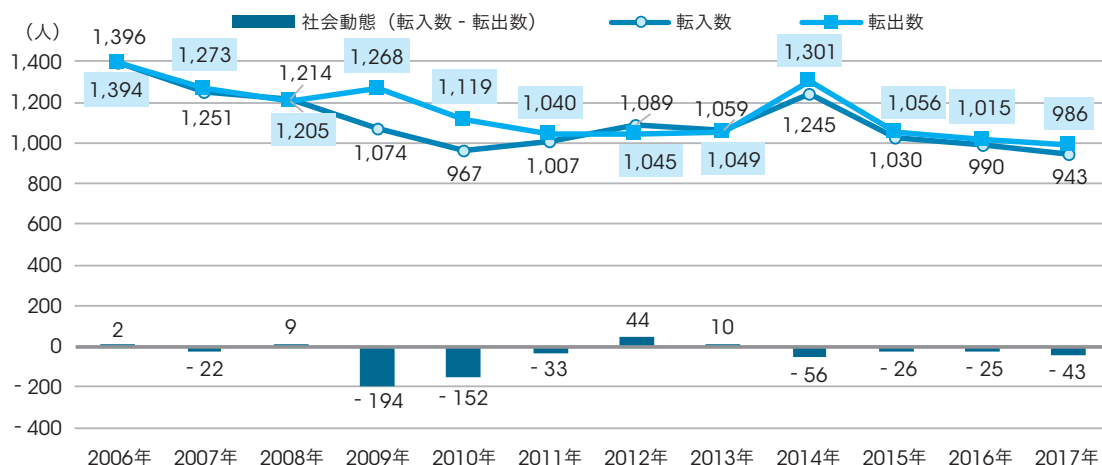
近年の人口減少要因をみると、出生数よりも死亡数が上回る状況が続いており、自然動態に起因した減少傾向が顕著化しています。社会動態においても、近年、転出者が転入者を上回る傾向にあります。

自然動態の推移



出典：長野県「人口動態調査」

社会動態の推移

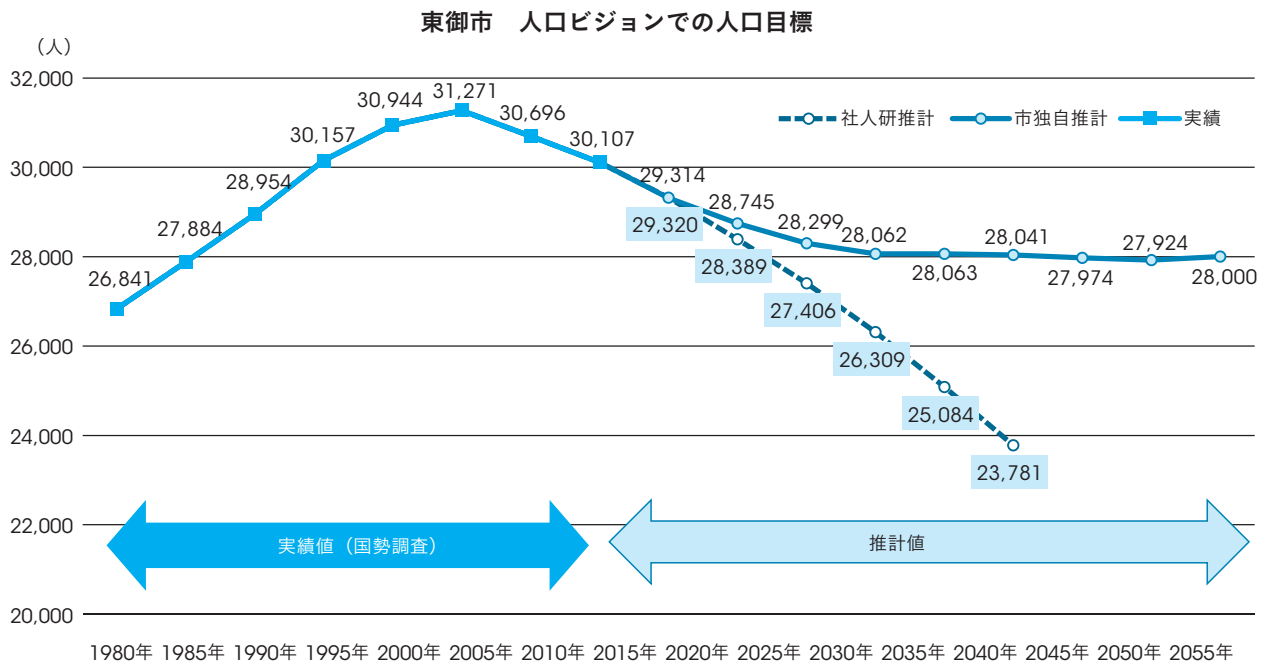


出典：長野県「毎月人口異動調査」

4. 人口ビジョンにおける人口の将来展望

人口減少を抑制することを目指し、平成27年度（2015年度）に現状の人口と将来の展望を示した「人口ビジョン」と、今後5か年で実施する施策をまとめた「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

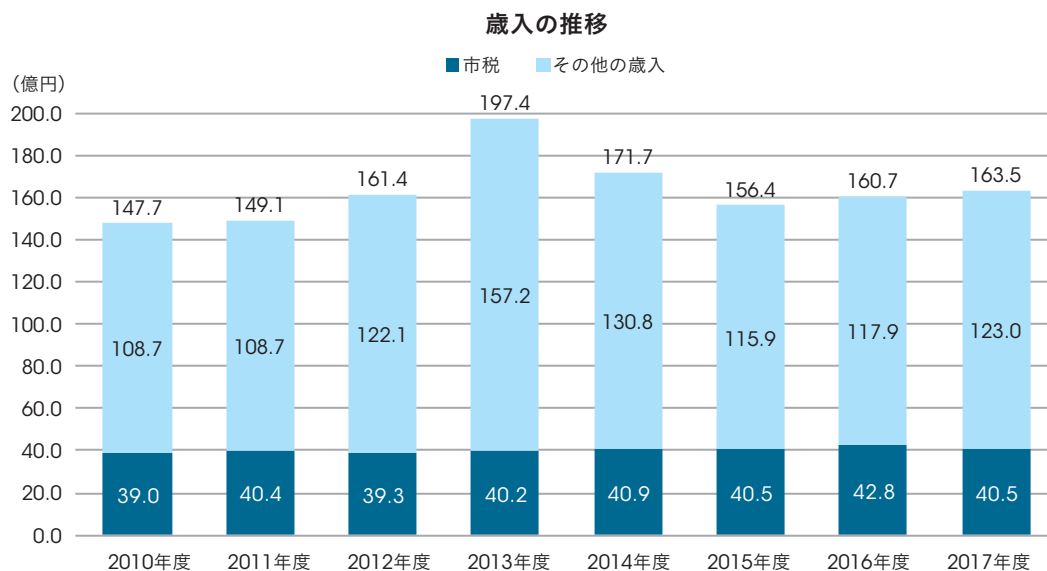
人口ビジョンでは、子育て支援策などを充実させることにより平成52年（2040年）までに合計特殊出生率が2.1程度に達することと現在の転入転出のトレンドが維持されることなどを前提に、平成47年（2035年）以降、平成72年（2060年）までは28,000人程度の人口を維持することができるとしています。



5. 財務の状況

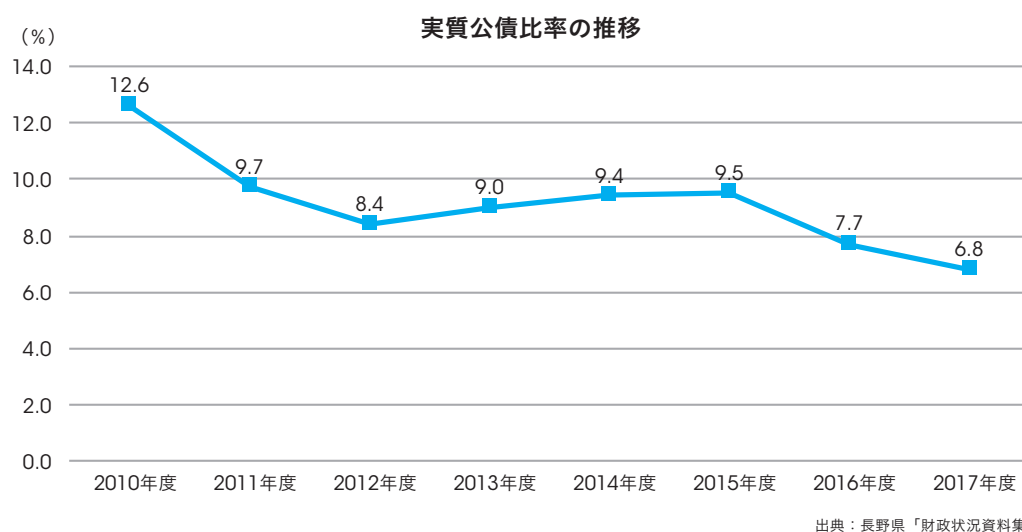
(1) 一般会計歳入の推移

全体的に自主財源以外の財源への依存度が高く、自主財源である市税収入は40億円前後で推移しており、歳入全体に占める割合は約25%前後となっています。今後も人口減少や少子高齢化の進行により、歳入全体の減少が見込まれる中で、自主財源の確保が大きな課題となっています。



(2) 実質公債比率^注の推移

本市の近年の実質公債比率の実績値を見ると、平成22年度（2010年度）の12.6%以後減少し、9.0%前後で推移しています。平成29年度（2017年度）は6.8%と近年で最も低くなりました。



注) 実質公債費比率：標準的な年間収入のうち実質的な公債費（借金の返済）が占める割合で、この比率が18%を超えると、地方債を発行する際に県の許可が必要になります。また、25%以上になると、財政健全化団体となり一部の地方債の発行が制限されることになります。

6. 市民意識調査結果

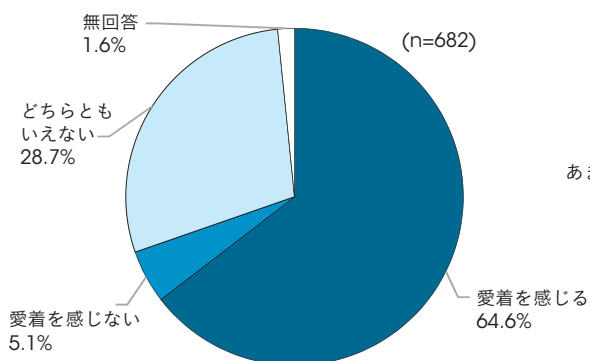
新たなまちづくりの指針となる「第2次東御市総合計画・後期基本計画」での今後の施策展開につなげていくことを目的に、平成26年度（2014年度）から市が進めてきた施策に対する市民の満足度・重要度などを把握するアンケート調査を実施しました。

◆アンケートの概要

・調査対象	東御市に在住する16歳以上の市民
・標本数	2,500人
・標本抽出方法	層化2段階無作為抽出
・調査方法	郵送による配布・郵送回収
・調査期間	平成29年12月～平成30年1月
・有効回収数	682人
・有効回収率	27.3%

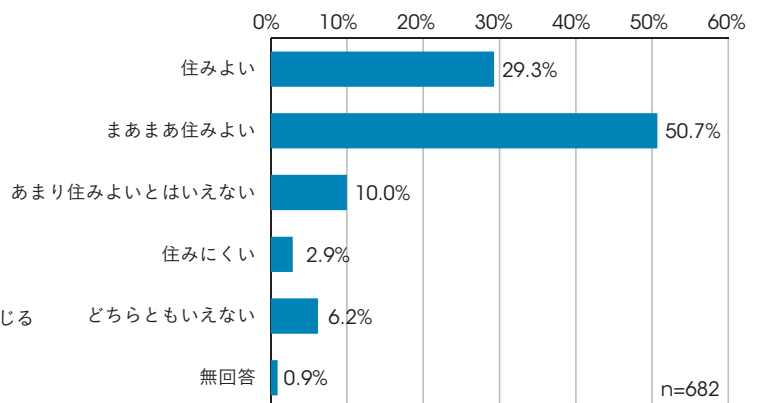
東御市に愛着を感じますか

- 「愛着を感じる」(64.6%) が最も多く、次いで「どちらともいえない」(28.7%) となっています。「愛着を感じない」(5.1%) は1割に満たない状況です。



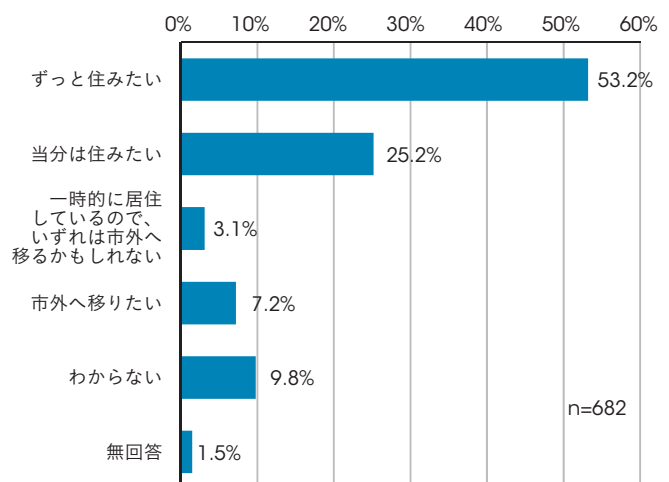
東御市は住みよいまちですか

- 「住みよい」(29.3%) と「まあまあ住みよい」(50.7%) を合わせた住みやすさに対する評価は80.0%を占めます。
- 反対に、「あまり住みよいとはいえない」(10.0%)、「住みにくい」(2.9%) を合わせた『住みにくさ』は12.9%となっています。



今後も住み続けたいか

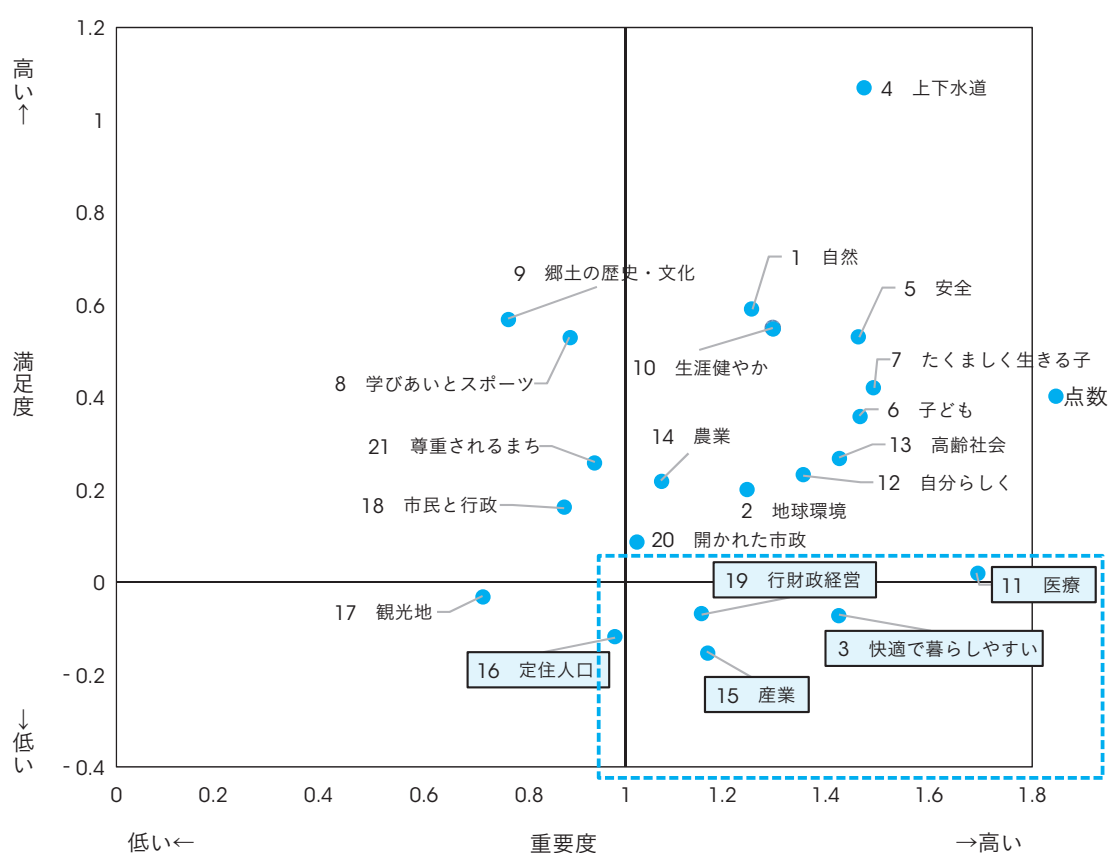
- 市への定住意向については、「ずっと住みたい」(53.2%) が最も多く、続く「当分は住みたい」(25.2%) を合わせた『住みたい』(78.4%) は約8割となっています。
- 一方、「市外へ移りたい」(7.2%)、「一時的に居住しているので、いずれは市外へ移るかもしれない」(3.1%) を合わせた『移りたい』(10.3%) は1割強となっています。



政策の満足度・重要度

- 満足度、重要度について、点数評価を行った結果、破線の部分の政策は、重要度が高いにもかかわらず満足度の低い項目であり、今後の重点的に取り組まなければならない政策と考えられます。

- ・「快適で暮らしやすいまち（住環境、道路環境、公共交通）」
- ・「安心して医療が受けられるまち」
- ・「元気で活力ある産業が育つまち（雇用創出、商工業）」
- ・「定住人口を増加させ、賑わいのあるまち」
- ・「市民の信頼に応える行財政経営」

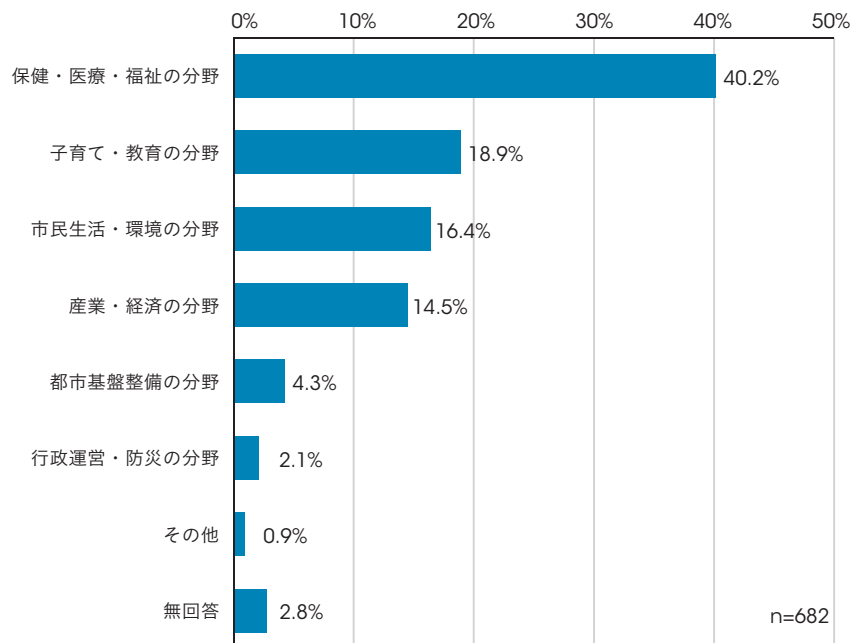


※点数評価の算出方法

	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない
満足度	2点	1点	-1点	-2点	0点
	非常に重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	わからない
重要度	2点	1点	-1点	-2点	0点
それぞれの回答者の得点を合計					
回答者数（「わからない」との回答も含む）					＝満足度・重要度

今後のまちづくりで分野ごとの力を入れるべき項目

- 今後、市がさらに住みよいまちとなるために優先的に進めるべき取り組みの分野は、「保健・医療・福祉の分野」（40.2％）が約4割と最も多く、次いで「子育て・教育の分野」（18.9％）、「市民生活・環境の分野」（16.4％）、「産業・経済の分野」（14.5％）となっています。



（資料：H29年度東御市まちづくりアンケート結果より抜粋）

7. 前期基本計画の評価一覧

前期基本計画の施策について、内部評価を行い、その結果を施策単位でとりまとめました。

結果は、64施策中、「A：施策の目指す姿の達成に向けてかなり順調に進んだ」のは4施策、「B：施策の目指す姿の達成に向けて概ね順調に進んだ」のは55施策、「C：施策の目指す姿の達成に向けて進

基本 目標	政策	前期 施策 No.	施策	評価		
				A	B	C
総合評価の合計				4	55	5
Ⅰ 豊かな自然と 人が共生するまち	1 自然と調和した住みよいまちを目指す	1	豊かな自然の継承と共生の実現		○	
		2	身近な水環境の保全と活用		○	
		3	里山・森林の保全と活用		○	
	2 地球環境への負荷の少ないまちを目指す	4	地の利を活かした新エネルギーの活用の推進		○	
		5	ごみの適正処理と減量・資源化の推進		○	
Ⅱ 安全、 安心の 社会基盤が 支える暮ら ししやすいまち	1 快適で暮らしやすいまちを目指す	6	秩序ある土地利用の推進		○	
		7	ゆとりある住環境づくりの推進		○	
		8	安全・快適な道路環境の整備		○	
		9	公共交通の利便性の向上		○	
	2 暮らしの安心を支える上下水道をつくる	10	水道水の安定供給		○	
		11	下水道事業の経営基盤の充実		○	
	3 暮らしの安全がひろがるまちを目指す	12	防災意識の高揚と防災体制の充実		○	
		13	災害に強い地域づくりの推進			○
		●施策No.13 施策名「災害に強い地域づくりの推進」 広報お知らせ版や固定資産税納付通知による啓発活動により、耐震診断は4年間で23件の実施につながったが、目標値には達しなかった。木造住宅耐震診断は、耐震基準を満たさない建物を早期発見し、所有者の認識を高めてもらうために必要不可欠であることから、継続して市民への周知を行い、耐震診断を促し、耐震化を進める必要があります。				
		14	地域消防体制の充実		○	
		15	地域防犯活動の推進		○	
		16	安心な消費生活への支援		○	
		Ⅲ 子供も大人も輝き、 人と文化を 育むまち	1 安心して子供を産み育てられるまちを目指す	17	子育て支援の核となるセンター機能の充実	
18	ファミリーサポート体制の構築				○	
19	発達特性を持つ子どもへの早期療育支援体制の構築				○	
20	より豊かな幼児教育、保育の実践				○	
2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す	21		子どもたちの安全で安心な居場所づくり		○	
	22		安全・安心な教育環境の整備		○	
	23		豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進		○	
	24		確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進		○	
	25		学校と家庭と地域の連携推進		○	
	26		青少年の健全育成の推進		○	
3 生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す	27		人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進		○	
	29		情報の収集・提供の拠点としての図書館の充実		○	
	28		スポーツ、芸術文化活動の推進			○
	●施策No.28 施策名「スポーツ、芸術文化活動の推進」 体育協会、スポーツ推進委員を中心にスポーツに触れる機会を増やすことを目的に、様々な教室、大会、イベントを開催し、一定の成果を得ることができた。しかし、事業のマンネリ化、「する」「みる」「ささえる」の各視点で活動できる体制が未整備である。今後は、スポーツ推進計画の策定により、当市のスポーツによる目指すべき姿、庁内一体的な施策展開、体制・役割の明確化を行う必要がある。芸術文化活動は、自主事業の開催などにより、身近に芸術文化に触れられる機会は創出できたが、実際の入場者数、参加者数は減少傾向にある。今後は、文化振興の方向性（方針）を関係者・団体などと見出し、具体施策の実施・充実を図る。					
4 郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す	30		文化財の保存と活用		○	
	31	地域の文化や伝統行事の継承		○		

捗が遅れている」は5施策でした。

遅れている施策は、その理由と今後の必要な取り組みについて示しています。

基本 目標	政策	前期 施策 No.	施策	評価		
				A	B	C
IV 共に支えあい、 みんなが元気に暮らせるまち	1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す	32	生涯を通じた健康増進の推進		○	
		33	健康づくり意識の高揚と推進体制の充実		○	
	2 安心して医療が受けられるまちを目指す	34	市民病院の医療体制の充実		○	
		35	医療ネットワーク形成による地域医療の充実		○	
		36	国民健康保険事業の健全な運営			○
		●施策No.36 施策名「国民健康保険事業の健全な運営」 まちづくり目標値として「受診者一人当たりにより医療費を290,000円以下」とし、施策を推進してきたが、費用は増加の一方にある。これは近年において医療が高度化・高額化、被保険者の高齢化が大きく影響しており、受診者一人当たりの削減努力が数値に反映できない状況にある。				
	3 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す	37	ひとり親・生保世帯の自立支援と生活の安定		○	
		38	支え合う地域福祉づくりの推進		○	
		39	障がい者（児）福祉の充実		○	
		40	虐待防止の推進		○	
	4 元気で生きがいのある高齢社会を目指す	41	高齢者が活躍するまちづくりの推進		○	
		42	介護予防の充実		○	
		43	介護サービスの充実		○	
		44	地域包括支援体制の充実		○	
V 地域の魅力を活かし、 活力とにぎわいを生むまち	1 地域特性を活かす農業の振興を目指す	45	東御ブランドの確立と新規特産品の振興		○	
		46	農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生		○	
		47	農業に担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立		○	
	2 元気で活力ある産業が育つまちを目指す	48	雇用の創出と労働環境の充実	○		
		49	商工業の支援と育成		○	
		50	中心市街地のにぎわい創出		○	
		51	新規起業家への支援と企業立地の促進	○		
	3 定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す	52	I・J・Uターン移住者の誘導による定住の促進			○
		●施策No.52 施策名「I・J・Uターン移住者の誘導による定住の促進」 各種移住相談事業の展開による行政サポートが、徐々に移住につながっている。一方で全国的な移住希望者の増加に伴い相談件数が増加しているが、人口減少が続いている中で目標値である社会動態は減少が続いており、プラス指標の達成は困難であった。				
	4 交流をひろげる魅力ある観光地を創る	53	観光拠点の整備と情報発信の強化		○	
		54	地域資源を活用した体験型、滞在型観光の推進		○	
VI 市民と共に歩む参画と協働のまち	1 市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す	55	小学校区単位の地域づくりの推進	○		
		56	協働のまちづくりの推進と担い手の育成		○	
		57	効果的な行政運営の推進		○	
	2 市民の信頼に応える行財政経営を進める	58	持続可能な財政運営の推進		○	
		59	広域連携による共同事業の促進	○		
		60	市政が見える広報活動の充実		○	
	3 開かれた市政を推進する	61	広聴活動の充実による市民参画の促進		○	
		62	男女がともに参画するまちづくり		○	
		63	人権意識の高揚と人権擁護の推進		○	
	4 全ての人が尊重されるまちを目指す	64	多文化共生の推進			○
		●施策No.64 施策名「多文化共生の推進」 異文化交流サロンの開催により、外国人と日本人の相互理解の場を創出することができた一方で、市民が求める国際理解へのニーズとのマッチングが進んでいないと考えられ、目標値である異文化交流サロンの参加者数は減少している。市民の国際理解を図るためには、市内の外国籍住民との交流だけでなく、インバウンドによる海外旅行者への対応や、2020東京オリンピック・パラリンピック大会に参加する選手との交流など、市民のニーズや時代の潮流に応じたさまざまな角度からの国際理解のための事業の創出が求められる。				

8. 後期基本計画策定にあたり踏まえるべき社会環境の変化と本市の課題

（１）少子・高齢化と人口減少社会

国の人口推計によると、わが国の人口は、１億2,670万6千人（平成29年10月1日現在）であり、7年連続で減少しています。15歳未満の人口割合は、12.3%と過去最低となった一方、65歳以上の人口割合は、27.7%と過去最高となり、全国的に少子高齢化の傾向が続いており、平成77年（2065年）には総人口が8,808万人と推計されています。

人口減少、少子高齢化社会の進行は、労働人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地域社会全般にわたって大きな影響を及ぼすことが強く懸念されています。

本市においても経済成長は鈍化傾向にあり、人口減少、少子高齢化が進み、財源確保は一層厳しさが増す中、「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少を克服し将来に亘って活力ある地域社会を実現するための施策を推進してきたところであります。

今後、超高齢化社会が控える中で、人口減少を克服するための対策と変化に適応するための対応は、すべての政策に影響を与える待ったなしの課題であります。

（２）社会保障制度の改革

少子高齢化が進行し、平成37年（2025年）には、全国で団塊の世代が全て後期高齢者となり、我が国の約3分の1が65歳以上、約5人に1人が75歳以上という本格的な超高齢社会を迎えることとなります。

このような人口構造の変化が、年金、医療、介護に係る経費など社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されるという点で、極めて深刻で重要な課題となっています。

先の市民意識調査結果を見ても、今後、優先的に進めるべき取り組み分野において「保健・医療・福祉の分野」が約4割と最も多くなっており、社会保障制度への関心は高くなっています。

今後は、市民理解を得ながら、健康づくりを通じて健康寿命の延伸を図り、持続可能な社会保障制度の確保が重要となってきます。

（３）地球環境問題の深刻化

近年、地球温暖化が影響していると言われているゲリラ豪雨や猛暑などの異常気象や自然災害が多発しています。この異常気象は、農業を代表とする産業経済活動をはじめ、自然生態系や生活環境、さらには人命に至るまで深刻な被害をもたらしており、私たち市民一人ひとりにとって身近な問題となっています。

本市においても「第2次東御市環境基本計画」に基づき、化石燃料に頼るのではなく、太陽光発電システム、木質バイオマス、電気自動車など再生可能エネルギーによる地産地消の促進や防犯灯のLED化などの省エネルギー化、生ごみリサイクルシステムの構築によるゴミの減量化と堆肥化への取り組みにより、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指していくことが一層求められています。

（４）協働の取り組みへの意識

社会の情勢の変化に伴い、市民生活や価値観も変化してきている中で、行政だけでは全ての地域課題や市民ニーズに対応していくことが困難な状況になっています。これからは市民、企業、NPOなどによる「協働」の取り組みのもと、地域における新たな公共的・公益的活動を担っていく「新しい公共」と呼ばれる取り組みが進められています。

本市においても小学校区単位の地域づくりを推進する「地域づくり協議会」が全地区に発足し、地域の特色を活かした活動が始まっています。

しかし、先の市民意識調査において、市民活動や協働に関する市民意識として「全体として地域の自治や市民参加ができていていると思う」という回答は4割にとどまっており、5年前と変化がない状況となっています。

協働への市民意識を高めていくとともに、一層の市民参加を促し、市民と行政がともに知恵を出し合い、まちづくりを実践していく仕組みを構築していくことが重要になっています。

（５）経済成長と産業・雇用構造の変化

国内では一部の雇用情勢に改善は見られるものの、労働環境の充実や不安定な雇用などが課題となっています。

一方、在宅勤務やサテライトオフィス勤務など、場所と時間にとらわれないライフスタイルに合わせた就業形態として、働き方自体にも変化が生じています。

さらにIoTやビッグデータの活用、AIの導入など、様々な技術革新が進み、今後の経済や労働生産性などへ大きな影響を与えることが予測されます。

市内の経済動向としては、景気が緩やかに拡大し、有効求人倍率も上昇しており、企業の設備投資意欲が増加している一方、今後も生産年齢人口が大幅に減少することが予測される中、労働力の確保、労働環境の充実、技術革新への対応などが課題となってきます。

また、観光面では、訪日外国人旅行者の受入体制を充実させるため、ソフト面、ハード面での対応が求められています。

（６）安全・安心への取り組み

近年、集中豪雨や地震などによる大規模災害が多発しており、本市においても平成26年（2014年）の豪雪災害により、大規模な農業被害が発生しました。今後、さらに「糸魚川－静岡構造線断層帯」や「南海トラフ」などを震源とする地震の発生による被害も予測されており、暮らしの安全・安心の確保といった防災意識が高まっています。

また、生活の身近な場所で、高齢者を狙った詐欺事件、消費者トラブルなどが増加しており、日常生活に対する市民の不安は一層高まっています。

先の市民意識調査結果をみても、防災体制、災害対策、防犯活動、安心な消費生活と言った「暮らしの安全が広がるまちづくり」を重要視していることが明らかになっています。

市民自らができることは自らが行うことを基本とし、地域で互いに助け合い連携しながら防犯力や防災力を高め、市民と行政が互いに力を合わせて安全・安心に暮らせる地域づくりを進めていくことが重要になっています。

第3章

後期基本計画の 策定方針

本計画では、「第2章 後期基本計画策定の背景」を踏まえ、「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」の実現を目指します。

1. 基本構想との関連

基本構想に掲げた「まちづくりの基本理念」「東御市の将来都市像」「まちづくりの基本目標」などの基本フレームは、継続します。

2. 後期基本計画策定のポイント

（１）市民と協働による作成

基本構想の基本目標Ⅵに掲げる「市民と共に歩む参画と協働のまち」の取り組みの一つとして、後期基本計画の策定にあたり、公募した市民により構成される総合計画推進市民会議との協働により作成しました。

（２）施策体系の見直し

前期基本計画の進捗状況、行政評価の結果、市民意識調査の結果などから取り組みに対する検証を行い、今後の財政見通し、人口推移なども考慮する中で、53施策に整理しました。

また、社会状況の変化が一層増すことから、前期基本計画で5年間固定であった「重点プロジェクト」ではなく、年度ごとに重点事業を設定することで、真に必要性の高い事業へ重点的かつ戦略的に財源配分を行います。

（３）指標の考え方

各施策の「目指す姿」の具体的な目標値となる「成果指標」を設定し進捗管理を行います。

また、目指す姿の実現のために取り組む事務・事業の方向性を示した「施策展開の方針」には「進捗管理指標」を設定し、進捗状況を可視化します。

（４）市民と協働で進捗をチェック

「成果指標」「進捗管理指標」の達成状況について、毎年行政評価システムによる（PDCAサイクルにより）管理を行い、「目指す姿」の実現に向けた取り組みを確実に前進させます。この進捗管理については、総合計画推進市民会議と協働によりチェックを行うことにより、行政への市民参画を進めます。

（５）自助、共助、公助の役割分担の実践

それぞれの立場を理解し合い、お互いの得意分野を活かし、計画実現のため、地域における公共的課題の解決については、個人ができることは自ら行う「自助」、できないことは周りの人々や地域で活動する団体などで協力して行う「共助」、自助、共助では足りない場合は行政などとの連携によって行う「公助」による役割分担を明確にし、進めます。

（６）総合戦略との整合

人口減少対策については、後期基本計画に先行して策定された「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図っていきます。

（７）SDGs（持続可能な開発目標）の達成を意識した取り組み

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から平成42年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を総合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。



3. 計画書期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

4. 計画書の構成

本計画は、基本構想に示した政策の目的を達成するための手段である「施策」の計画内容を示すものです。21の政策は53の施策によって支えられています。この「施策」内容を示したものが「後期基本計画書」であり、「目指す姿」、「施策の成果指標」、「現状と課題」、「施策展開の方針」、「進捗管理指標」、「施策実現に向けたそれぞれの役割」、「主な事業」の7つの項目で整理し、計画期間中に取り組む内容を明らかにしています。

【後期基本計画書の構成】

施策名称欄

施策目的を達成するための手段＝“施すべき策”の名称です。

目指す姿

市民、地域、事業者、行政が共に目指す「施策」の将来の姿を記載しています。

政策

自然と調和した住みよいまちを目指す

施策コード

I 101

施策 No.

1

豊かな自然の継承と共生の実現

【目指す姿】

豊かで美しい自然を引き継いでいくことができるよう、日々の暮らしの中で自然との関わりを深め、親しみ、人と自然の共生を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「自然と調和した住みよいまちを目指す」市民の満足度の割合	62.1%	80.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・「まちをきれいにする月間」などによる継続的な啓発活動により環境保全活動参加人数が増加するなど、市民の意識の高まりが見られます。啓発により一定の成果はあるものの、さらなる市民の自発的な取り組みを増加させることが必要です。
- ・身近な生活環境だけでなく、特定外来生物（植物）駆除や自然環境保護など環境に関する諸問題について理解を深め、自ら行動していくことが求められています。

現状と課題

前期基本計画（平成26年度（2014年度）～平成30年度（2018年度））に基づき推進してきた施策について、現状（前期の成果）と今後取り組んでいかなければならない課題について記載しています。

施策の成果指標

目指す姿の効果・成果を具体的に数値化した指標を設定しています。目標値は、計画期間の最終年度となる平成35年度（2023年度）又は5年間の累計値を記載しています。

施策展開の方針

「現状と課題」を踏まえた上で、施策の「目指す姿」実現のために取り組む事務・事業の方向を記載しています。

進捗管理指標

「施策展開の方針」の要素ごとに、その方針の進捗を表す指標を設定しています。

【施策展開の方針】

・協働で環境保全活動に取り組むことにより、市民が愛着や誇りを持つことのできる美しく快適なまちづくりを進めます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
環境保全活動参加人数	4,661人	6,600人	現状値：H30
外来植物駆除活動参加者数	439人	400人	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	身近な自然に愛着を深めます。環境保全活動に取り組みます。
地域・事業者の役割	地域の環境美化に協力します。事業所など周辺の定期的な環境保全活動を行います。
行政の役割	自然環境の理解を深めるための啓発活動の実施、特定外来生物（植物）駆除の啓発
	主管課：生活環境課、教育課 関連する個別計画：東御市環境基本計画

【主な事業】

- ・まちをきれいにする月間
- ・不法投棄パトロール
- ・環境市民会議における小学校での環境学習会
- ・特定外来生物（植物）対策
- ・天然記念物保護活動への支援

施策実現に向けたそれぞれの役割分担

「目指す姿」の実現に向けて、市民、地域・事業者、行政がそれぞれ果たすべき役割を示しています。施策に関連する個別計画を記載しています。

主な事業

「目指す姿」の実現のために、具体的にに取り組む主要な事務・事業を記載しています。

5. 政策施策体系図

将来都市像

人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ

【基本目標】

I 豊かな自然と人が共生するまち	II 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち	III 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち
------------------	---------------------------	------------------------

【政策】

I 1	I 2	II 1	II 2	II 3	III 1	III 2	III 3	III 4
自然と調和した住みよいまちを目指す	地球環境への負荷の少ないまちを目指す	快適で暮らしやすいまちを目指す	暮らしの安心を支える上下水道をつくる	暮らしの安全がひろがるまちを目指す	安心して子供を産み育てられるまちを目指す	心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す	生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す	郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す

【施策】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
豊かな自然の継承と共生の実現	身近な水環境の保全と活用	里山・森林の保全と活用	地の利を活かした再生可能エネルギーの活用推進	ごみの適正処理と減量・資源化の推進	秩序ある土地利用の推進	ゆとりある住環境づくりの推進	安全・快適な道路環境の整備	公共交通の利便性の向上	水道水の安定供給	下水道事業の経営基盤の充実	防災意識の高揚と防災体制の充実	災害に強い地域づくりの推進	地域消防体制の充実	地域防犯活動の推進	安心な消費生活への支援	子育て家庭への細やかな支援の充実	より豊かな幼児教育・保育の実践	安全・安心な子どもの居場所づくりと教育環境の整備	豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進	確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進	学校と家庭と地域の連携推進	青少年の健全育成の推進	人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進	芸術文化活動の推進	「する、みる、ささえる」スポーツ活動の推進	文化財の保存と活用	地域の文化や伝統行事の継承

Ⅳ 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち						Ⅴ 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち						Ⅵ 市民と共に歩む参画と協働のまち																																					
Ⅳ 1		Ⅳ 2		Ⅳ 3		Ⅳ 4		Ⅴ 1		Ⅴ 2		Ⅴ 3		Ⅴ 4		Ⅵ 1		Ⅵ 2		Ⅵ 3		Ⅵ 4																											
生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す		安心して医療が受けられるまちを目指す		誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す		元気で生きがいのある高齢社会を目指す		地域特性を活かす農業の振興を目指す		元気で活力ある産業が育つまちを目指す		定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す		交流をひろげる魅力ある観光地を創る		市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す		市民の信頼に応える行財政経営を進める		開かれた市政を推進する		全ての人が尊重されるまちを目指す																											
29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53																									
生涯を通じた健康増進の推進		地域医療体制の充実		ひとり親・生活保護・生活困窮世帯の自立支援と生活の安定		支え合う地域福祉づくりの推進		障がい者（児）福祉の充実		虐待防止の推進		介護予防（フレイル対策）の推進		高齢者が活躍するまちづくりの推進		地域包括ケアシステムの確立		東御ブランドの確立と特産品の振興		農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立		農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生		商工業の支援と育成		中心市街地のにぎわい創出		新規起業家への支援と企業立地の促進		U・イーターン移住者の誘導による定住の促進		観光拠点の整備と情報発信の強化		地域資源を活用した体験型、滞在型観光の推進		協働のまちづくりの推進と担い手の育成		効果的で持続可能な行財政運営の推進		広域連携による共同事業の促進		広報活動の充実		広聴活動の充実による市民参画の促進		人権尊重・男女共同参画の推進		多文化共生の推進	

第4章

後期基本計画

基本目標 I

豊かな自然と人が共生するまち

1 自然と調和した住みよいまちを目指す

I 101	豊かな自然の継承と共生の実現.....	37
I 102	身近な水環境の保全と活用.....	38
I 103	里山・森林の保全と活用.....	39

2 地球環境への負荷の少ないまちを目指す

I 204	地の利を活かした再生可能エネルギーの活用の推進.....	40
I 205	ごみの適正処理と減量・資源化の推進.....	41

政策

自然と調和した住みよいまちを目指す

施策コード

I 101

施策 No.

1

豊かな自然の継承と共生の実現

【目指す姿】

豊かで美しい自然を引き継いでいくことができるよう、日々の暮らしの中で自然との関わりを深め、親しみ、人と自然の共生を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「自然と調和した住みよいまちを目指す」市民の満足度の割合	62.1%	80.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・「まちをきれいにする月間」などによる継続的な啓発活動により環境保全活動参加人数が増加するなど、市民の意識の高まりが見られます。啓発により一定の成果はあるものの、さらなる市民の自発的な取り組みを増加させることが必要です。
- ・身近な生活環境だけでなく、特定外来生物（植物）駆除や自然環境保護など環境に関する諸問題について理解を深め、自ら行動していくことが求められています。

【施策展開の方針】

- ・協働で環境保全活動に取り組むことにより、市民が愛着や誇りを持つことのできる美しく快適なまちづくりを進めます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
環境保全活動参加人数	4,661人	6,600人	現状値：H30
外来植物駆除活動参加者数	439人	400人	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	身近な自然に愛着を深めます。環境保全活動に取り組みます。
地域・事業者の役割	地域の環境美化に協力します。事業所など周辺の定期的な環境保全活動を行います。
行政の役割	自然環境の理解を深めるための啓発活動の実施、特定外来生物（植物）駆除の啓発
	主管課：生活環境課、教育課
	関連する個別計画：東御市環境基本計画

【主な事業】

- ・まちをきれいにする月間
- ・不法投棄パトロール
- ・特定外来生物（植物）対策
- ・環境市民会議における小学校での環境学習会
- ・天然記念物保護活動への支援

政策

自然と調和した住みよいまちを目指す

施策コード

I 102

施策 No.

2

身近な水環境の保全と活用

【目指す姿】

身近な水環境を市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、自らの手で守り、親しむことができる取り組みにより、うるおいと安らぎのある市民生活の実現を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
河川BOD平均値	0.84mg/ l	現状値維持	現状値：H29

【現状と課題】

- ・河川水質調査の実施と、水環境の保全のための啓発活動、下水道の普及に伴う水洗化率の向上により、良好な水質が保たれており、継続して水質保全の取り組みが必要です。
- ・河川パトロールなどを行っていますが、依然として不法投棄が減らないことが課題です。

【施策展開の方針】

- ・市民、事業者、行政が一体となり、継続して良質な水資源の確保、水辺環境の美化を推進します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
河川愛護活動実施区数	44区	現状値維持	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	地域の清掃活動へ参加し、ごみが捨てにくい環境をつくり、水環境の美化を推進します。 不法投棄をしない意識を確立します。
地域・事業者の役割	水辺環境の美化を推進します。不法投棄防止の啓発に取り組みます。
行政の役割	水辺環境の美化の推進、不法投棄禁止の啓発
	主管課：生活環境課、建設課
	関連する個別計画：東御市環境基本計画

【主な事業】

- ・河川パトロール
- ・不法投棄パトロール
- ・河川清掃
- ・河川生物調査
- ・水質に関する環境調査の実施

政策

自然と調和した住みよいまちを目指す

施策コード

I 103

施策 No.

3

里山・森林の保全と活用

【目指す姿】

生活に身近な里山や森林などの自然を守り・育てることで、市民が楽しみ・交流できる森林環境を整え、森の恵みにあずかる市民生活の実現を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
搬出間伐	122ha	217ha	現状値：H29

【現状と課題】

- ・森林の保全については、継続的な啓蒙活動などにより適切な森林整備を進めています。適切な森林整備を行うため、経営や管理が行われていない森林所有者と事業者とをつなぐことが求められています。
- ・関係者が連携し、有害鳥獣の捕獲活動を実施しています。農作物への被害対策のための効率的な有害鳥獣の捕獲対策が必要です。また、猟友会員の高齢化による捕獲従事者の減少対策が必要です。

【施策展開の方針】

- ・森林経営管理法に基づき、市が仲介役となり、森林所有者と事業者をつなぐシステムを構築します。
- ・森林の公益的機能発揮のための間伐、松くい虫対策を実施します。
- ・野生鳥獣との共生に配慮しながら、農作物への被害対策のための侵入防止柵の設置、各種団体との連携による効率的かつ効果的な有害鳥獣対策を実施します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
有害鳥獣捕獲数 (カラス、シカ、イノシシ、ハクビシン)	947頭	1,140頭	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	森林の公的機能を理解します。森林保全活動へ参加します。 有害鳥獣対策を積極的に推進します。
地域・事業者の役割	地域ぐるみの森林整備と保全に取り組みます。
行政の役割	整備保全に対する補助、森林保全の啓発、松林の保全支援、猟友会活動に対する支援、SNSなどによる鳥獣被害の情報発信
	主管課：農林課
	関連する個別計画：東御市森林整備計画 東御市鳥獣被害防止計画

【主な事業】

- ・森林造成事業
- ・森林税活用事業
- ・松くい虫対策事業
- ・緑の少年団活動

政策

地球環境への負荷の少ないまちを目指す

施策コード

I 204

施策 No.

4

地の利を活かした再生可能エネルギーの活用の推進

【目指す姿】

東御市の立地条件を活かし、環境に優しい再生可能エネルギーへの転換を促進し、低炭素社会の実現を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
再生可能エネルギー発電量	140,383千 kw/h	161,388千 kw/h	現状値：H29

【現状と課題】

- ・太陽光発電システム、太陽熱高度利用システム、木質バイオマスストーブの導入、電気自動車の普及、防犯灯のLED化により、低炭素社会の普及、促進を行っています。今後は、再生可能エネルギーへの新たな取り組み、研究が求められています。

【施策展開の方針】

- ・木質バイオマス発電、水力発電などの地の利を活かした再生可能エネルギーの地産地消化と省エネルギー化の積極的な推進を図ります。
- ・地面設置型太陽光発電設置に対し、ガイドラインを作成し、住民理解、安全の確保、景観配慮などの適切な運用を図ります。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
太陽光発電システムの導入	24,316kw	30,310kw	現状値：H29
集落内防犯灯のLED割合	53.3%	78.6%	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	再生可能エネルギー、省エネルギーを取り入れたライフスタイルの見直しを進めます。省エネルギーに向けた節電に努めます。
地域・事業者の役割	再生可能エネルギー、省エネルギー機器を積極的に導入します。
行政の役割	再生可能エネルギー、省エネルギーの普及啓発、温暖化による気候変動に関する情報提供
	主管課：生活環境課 関連する個別計画：東御市地球温暖化対策地域推進計画 東御市環境基本計画

【主な事業】

- ・地球温暖化対策推進事業（太陽光発電システムなど新エネルギー設備設置補助）
- ・省エネルギー普及促進事業（エコドライブの実施、レジ袋削減運動の推進）
- ・防犯灯のLED化の推進

政策

地球環境への負荷の少ないまちを目指す

施策コード

I 205

施策 No.

5

ごみの適正処理と減量・資源化の推進

【目指す姿】

ごみの適正処理と減量化・資源化の推進に向けて、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進め、循環型社会の構築を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
可燃ごみの排出量	4,368t	3,639t	現状値：H29

【現状と課題】

- ・生ごみリサイクル施設の本格稼働により、ごみ分別の徹底と減量化・資源化に向けた取り組みを推進しています。適正な管理と安定した処理を継続していく必要があります。
- ・3Rの推進とともに、食品ロスの軽減を推進するため、30・10運動^{注)}など新たな取り組みが求められています。

【施策展開の方針】

- ・生ごみリサイクル施設の適正な管理と安定処理に努めます。
- ・ごみの分別について市民啓発を積極的に行い、減量化を図るとともに、3Rを推進します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
生ごみのリサイクル処理量	140t	877t	現状値：平成29年12月から平成30年3月の田中・滋野地区からの生ごみ処理量

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	適正な分別と水切りなどを徹底します。ごみの減量化・資源化に努めます。
地域・事業者の役割	生ごみリサイクルの活動に積極的に取り組みます。 ごみの減量化・資源化に努めます。
行政の役割	適正な施設運営、市民などへの啓発活動の実施
	主管課：生活環境課
	関連する個別計画：上田地域広域連合ごみ処理広域化計画 東御市一般廃棄物処理基本計画

【主な事業】

- ・ごみ分別収集事業
- ・ごみ減量リサイクル事業

注) 30・10運動：宴会開始後、最初の30分と最後の10分は自分の席について料理を楽しみ、食べ残し（食品ロス）を減らす運動。

基本目標Ⅱ

安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち

1 快適で暮らしやすいまちを目指す

Ⅱ 106	秩序ある土地利用の推進	43
Ⅱ 107	ゆとりある住環境づくりの推進	44
Ⅱ 108	安全・快適な道路環境の整備	45
Ⅱ 109	公共交通の利便性の向上	46

2 暮らしの安心を支える上下水道をつくる

Ⅱ 210	水道水の安定供給	47
Ⅱ 211	下水道事業の経営基盤の充実	48

3 暮らしの安全がひろがるまちを目指す

Ⅱ 312	防災意識の高揚と防災体制の充実	49
Ⅱ 313	災害に強い地域づくりの推進	50
Ⅱ 314	地域消防体制の充実	51
Ⅱ 315	地域防犯活動の推進	52
Ⅱ 316	安心な消費生活への支援	53

政策

快適で暮らしやすいまちを目指す

施策コード

II 106

施策 No.

6

秩序ある土地利用の推進

【目指す姿】

地域の特性を活かした個性あるまちづくりを考慮しながら、豊かな自然環境と都市的環境が調和した秩序ある土地利用を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「自然環境と調和した土地利用の推進」について『実現された』とした回答の割合	31.7%	38.0%	現状値：H27 都市計画マスタープラン中間見直しアンケート

【現状と課題】

- ・都市計画マスタープランの中間見直しに伴い、土地利用の方針について再検証を行ったところ、未着手の3施策^{注)}について検討を行う必要があります。
- ・人口減少・少子高齢化・拡散した市街地などの問題を解決するための施策展開が必要です。

【施策展開の方針】

- ・都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画などにに基づき、調和のとれた土地利用を進めます。
- ・都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画策定の検討及び都市計画マスタープランの整備方針に基づく施策の検討を行います。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の農用地などの面積	2,787ha	2,737ha以上	現状値：H29
都市計画マスタープランの土地利用方針に基づく施策の検討の実施割合	75%	90%	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	土地利用計画への理解と意識を高めます。
地域・事業者の役割	自然環境や地域全体の利便性の向上などを踏まえた土地の利用を進めます。
行政の役割	地域の特性に応じた秩序ある土地利用の規制・誘導
	主管課：建設課、農林課
	関連する個別計画：東御市都市計画マスタープラン 東御市農業振興地域整備計画

【主な事業】

- ・農業振興事業
- ・都市計画事業

注) 3施策とは以下の3つの施策のことを指します。

- ・「自然環境と調和した土地利用の推進」（森林法による保安林の指定）
- ・「地域の特性に応じた土地利用の推進」（住民協定・建築協定、緑化協定の活用）
- ・「適正な土地利用の規制・誘導」（特定用途制限地域）

政策

快適で暮らしやすいまちを目指す

施策コード

II 107

施策 No.

7

ゆとりある住環境づくりの推進

【目指す姿】

良質な居住空間を確保するため、公園緑地の維持管理や緑化を推進するとともに、景観に配慮した適切な開発指導や公営住宅などの長寿命化及び空家対策などを進めていきます。誰もがゆとりを感じることができる住環境の形成を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
東御市は「住みやすい」と感じる市民の割合	80.0%	85.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・市民が安全・安心に利用するため、老朽化した都市公園を計画的に維持、管理しています。
- ・市営住宅について既存住宅ストックの長寿命化を図り、効率的・効果的なストックマネジメントに努めています。
- ・社会情勢の変化に伴い、計画的に事業を展開していくことが困難です。
- ・人口減少、社会情勢の変化に伴い、管理されない空き家が増加傾向にあり、住環境への悪影響を及ぼしています。

【施策展開の方針】

- ・「公営住宅等長寿命化計画」に沿って、適正な戸数での維持管理に努めます。
- ・景観形成事業において、景観形成団体の検討を行います。
- ・「公園施設長寿命化計画」に沿って、適切な維持管理に努めます。
- ・「空家等対策計画」に基づき、適切な対応を図っていきます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
公営住宅等長寿命化計画に基づく修繕	—	5箇所	H31～計画開始
公園施設長寿命化計画に基づく修繕	37箇所	148箇所	現状値：H30までの累計値

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	景観・緑化・空き家に対する意識を高めます。
地域・事業者の役割	景観などに関する規制の遵守、緑化活動、空き家の利活用を図ります。
行政の役割	緑化推進に対する支援、施設のバリアフリー化、空き家対策の推進
	主管課：建設課
	関連する個別計画：東御市公園施設長寿命化計画 東御市公営住宅等長寿命化計画、東御市都市計画マスタープラン 東御市歴史的風致維持向上計画、東御市空家等対策計画

【主な事業】

- ・公営住宅ストック総合改善事業
- ・公園整備事業
- ・空家等対策事業

政策

快適で暮らしやすいまちを目指す

施策コード

II 108

施策 No.

8

安全・快適な道路環境の整備

【目指す姿】

市民生活の利便性の向上と地域の経済活動を支える道路網の整備を行い、快適で人に優しい道路環境を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「快適で暮らしやすいまちを目指す」の市民の満足度の割合	42.6%	50.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・通学路の安全確保のため、関係団体と連携を取りながら、対策に努めています。
- ・通学路の道路管理者が異なることから、対策方法などについて連携して継続的に取り組む必要があります。
- ・道路改良・舗装修繕・橋梁長寿命化・道路後退用地の整備を行っています。
- ・社会情勢の変化に伴い、計画的に事業を展開していくことが困難です。

【施策展開の方針】

- ・「東御市通学路安全推進会議」や道路管理者などと連携しながら、通学路の安全確保を図ります。
- ・交通安全を確保するため、重要度・緊急度などを考慮して、道路・橋梁整備などを計画的に行います。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
通学路安全対策着手率	75%	100%	現状値：H29までの累計値
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	21箇所	32箇所	現状値：H30までの累計値

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	道路整備などに関する意見要望の提案と協力をします。道路清掃などへの協力をします。
地域・事業者の役割	道路整備などに関する集落調整、整備事業推進に対する協力を進めます。
行政の役割	区・地域要望の仕分け、国県などへの要望活動、事業の効率的な実施
	主管課：建設課
	関連する個別計画：東御市橋梁長寿命化修繕計画 東御市道路整備計画 東御市後退道路拡幅整備促進計画

【主な事業】

- ・道路整備事業
- ・道路交通安全施設整備事業
- ・橋梁長寿命化修繕事業
- ・道路維持管理事業
- ・道路後退用地整備事業

政策

快適で暮らしやすいまちを目指す

施策コード

II 109

施策 No.

9

公共交通の利便性の向上

【目指す姿】

高齢者などを中心とする交通弱者などの日常生活に必要な移動手段を確保するため、利便性の向上を図りつつ、福祉的な視点を踏まえながら、持続可能な公共交通サービスの構築を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
デマンド交通利用登録者数	5,498人	現状値維持	現状値：H29

【現状と課題】

- ・交通弱者などの日常生活に必要な交通手段を確保するため、定時定路線バス及びデマンド交通を運行しています。少子高齢化の進展と高齢者の免許保有率の増加を受けて、利用者の高齢化及び利用者数の減少が続いています。
- ・交通弱者対策や買い物難民対策などの福祉的な視点から、地域公共交通を維持していく必要があります。

【施策展開の方針】

- ・社会情勢の変化に対応した持続可能な地域公共交通の仕組みを構築します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
定時定路線バス利用者数	25,143人	現状値維持	現状値：H29
デマンド交通利用者数	31,019人	現状値維持	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	公共交通を積極的に利用し、公共交通が担う役割を理解します。
地域・事業者の役割	協働による移動手段の検討と公共交通への関心を高めます。
行政の役割	持続可能な公共交通システムの再構築
	主管課：商工観光課、福祉課
	関連する個別計画：東御市交通システム運行計画

【主な事業】

- ・交通対策事業
- ・交通システム運行費補助事業
- ・しなの鉄道(株)生活交通改善事業の支援

政策

暮らしの安心を支える上下水道をつくる

施策コード

II 210

施策 No.

10

水道水の安定供給

【目指す姿】

安全で安心な水の確保、強靱な水道施設の構築、持続可能な事業運営基盤の確立により、水道水の安定供給を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「暮らしの安心を支える上下水道をつくる」の市民の満足度の割合	76.6%	80.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・水源から蛇口までの水質監視、老朽化した施設の更新・長寿命化を実施し、水道水の安定供給に努めています。水質不安定水源の対策や効果的な施設整備などを行い、安全で強靱な水道を構築していくことが必要です。
- ・人口減少などにより給水収益は減少傾向にあります。安定した水道事業の経営、充実したサービスの提供を持続させることが求められています。

【施策展開の方針】

- ・安全で災害に強い水道の構築に向けた施設整備を行います。
- ・収入と支出の財政バランスを考慮しながら、健全な事業経営を進めます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
石綿管解消延長	3,285m	4,425m	現状値：H29 4,425mで完了
有収率 ^{注)}	84.8%	85.3%	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	水道水への関心をもち、安全性、利便性への理解を深めます。
地域・事業者の役割	水道水への関心をもち、安全性、利便性への理解を深めます。
行政の役割	安全で強靱な水道施設の構築、安定した事業経営及びサービスの提供
	主管課：上下水道課
	関連する個別計画：東御市水道事業ビジョン2019

【主な事業】

- ・管路更新事業
- ・水道施設長寿命化事業
- ・各給水区域の安定化事業
- ・包括的民間委託の拡充

注) 有収率：水道施設から配水した水量に対し、料金徴収の対象となった水量の割合です。

政策

暮らしの安心を支える上下水道をつくる

施策コード

II 211

施策 No.

11

下水道事業の経営基盤の充実

【目指す姿】

下水道事業の適切な維持管理と計画的な整備を行い、事業経営の健全化を図り、快適な生活環境を確保するとともに河川など水環境の保全を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「暮らしの安心を支える上下水道をつくる」の市民の満足度の割合	76.6%	80.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・下水道事業の経営基盤の健全化に向けて、水洗化率の向上と施設の統廃合計画や長寿命化対策を進めています。老朽化が進む下水道施設の計画的な機能保全と維持管理を行い、健全な経営基盤を持続させることが必要です。

【施策展開の方針】

- ・「新たな下水処理計画」に基づき、農業集落排水処理施設など5施設を廃止し、下水道事業経営の安定化を図ります。
- ・中長期的な維持管理計画及び効果的な改築計画を策定し、快適な生活環境の確保と水環境の保全を図ります。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
廃止処理施設数	0 施設	5 施設	目標値：累計値（計画期間5年間）
水洗化率	92.4%	93.4%	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	水洗化を図り、下水道の適正な使用を心がけます。
地域・事業者の役割	水洗化を図り、下水道の適正な使用を心がけます。
行政の役割	水洗化への啓発と推進、下水道施設の効率的な維持管理、経営基盤の健全化
	主管課：上下水道課
	関連する個別計画：東御市「水環境・資源循環のみち2015」構想 東御市公共下水道事業計画（污水）

【主な事業】

- ・水洗化普及促進広報事業
- ・下水道施設統廃合事業
- ・下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）事業

政策

暮らしの安全がひろがるまちを目指す

施策コード

II 312

施策 No.

12

防災意識の高揚と防災体制の充実

【目指す姿】

すべての市民が防災意識をもち、関係機関と連携、協力して対応できる総合的な防災体制の確立を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
市防災訓練参加者数	5,765人	6,400人	現状値：H30

【現状と課題】

- ・防災ラジオの緊急試験放送、FMとうみアプリなどを活用して、市民の防災意識の高揚を図っています。防災ラジオの配布率と聴取率の向上が課題です。
- ・地域住民と防災関係機関が協力・連携して実践型の訓練を行い、地域防災体制の確立、地域住民の防災意識の向上を図っています。大規模災害に備えた、さらなる地域防災力の強化及び地域住民の防災意識向上のため、市防災訓練への参加増を図ることが課題です。

【施策展開の方針】

- ・広報・ホームページ・各種会議を活用し、市民への周知を行い、防災ラジオの配布率及びラジオ聴取の向上を図ります。
- ・「公助」としての防災体制の充実を図るとともに、ハザードマップなどによる地域の警戒区域の周知や支えあい台帳などを活用した市防災訓練を通じて、「自助」・「共助」を基本とした地域防災体制の確立と、市民の防災意識の高揚、地域防災力の向上を推進します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
防災ラジオ配布率	78.1%	83%	現状値：H29
FMとうみアプリの利用者数 「東御市からのお知らせ」の設定者数	2,340人	4,500人	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	平時から防災ラジオを聴取し、受信状況を確認します。 食料、飲料水などの備蓄を進めます。 防災訓練への参加などを通じ「自助」意識を高めます。
地域・事業者の役割	市と連携、協力し情報発信を進めます。 市民及び事業者が、地域において互いに助け合い、互いを災害から守るという「共助」意識を高めます。
行政の役割	災害による人的被害、経済被害を軽減する「減災」のための防災体制の充実 主管課：総務課、企画振興課 関連する個別計画：東御市地域防災計画 東御市国土強靱化地域計画

【主な事業】

- ・防災情報通信施設事業、市防災訓練の実施事業、防災設備
- ・資材の拡充事業、防災知識普及・啓発活動事業

政策

暮らしの安全がひろがるまちを目指す

施策コード

II 313

施策 No.

13

災害に強い地域づくりの推進

【目指す姿】

河川の改良や修繕、雨水排水対策を推進することで水害に強い安全な地域の形成を目指します。また建築物などの耐震化事業を促進し、大規模地震の発生に備えた安全性の向上を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「暮らしの安全がひろがるまちを目指す」の市民の満足度の割合	61.7%	65.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・雨水排水対策は地元推進委員会などと連携し、計画的に事業を推進しています。雨水排水対策については計画段階より地域と協働で取り組むことが必要です。
- ・広報などにより、木造住宅の耐震診断を促進し、耐震化を進めています。市民への啓発活動や所有者の意識の高揚を図り、耐震診断実施件数を増やすことが必要です。
- ・東御市国土強靱化地域計画に基づき、災害を未然に防ぐ取り組みが必要です。

【施策展開の方針】

- ・市が管理する河川や雨水排水路については重要度、緊急度などを考慮しながら、計画的に整備を行います。
- ・継続して市民への広報を積極的に行い、市民の意識の高揚を図り、住宅の耐震化を推進します。
- ・東御市国土強靱化地域計画に基づき、災害に強い地域づくりを進めます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
雨水幹線排水路整備率	52%	100%	現状値：H29（常田排水区）
耐震診断実施件数	570件	610件	現状値：H29までの累積値

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	河川・水路などに関する意見要望を提案します。 河川・水路などの清掃への協力を行います。 ため池の適正な維持管理を実施します。
地域・事業者の役割	河川・水路など整備に関する集落調整、整備事業推進に対する協力を進めます。 地域ぐるみによる適正なため池の維持保全を進めます。
行政の役割	区・地域要望の仕分け、県などへの要望活動、事業の効率的な実施 ため池の適正な維持管理の推進への支援 主管課：建設課、上下水道課、総務課、農林課 関連する個別計画：東御市地域防災計画、東御市都市計画マスタープラン 東御市耐震改修促進計画 東御市国土強靱化地域計画 東御市公共下水道事業計画（雨水）

【主な事業】

- ・市単独土地改良補助事業
- ・団体営土地改良事業
- ・雨水排水路整備事業
- ・河川整備事業
- ・住宅・建築物耐震化促進事業

政策

暮らしの安全がひろがるまちを目指す

施策コード

II 314

施策 No.

14

地域消防体制の充実

【目指す姿】

地域の安全を守る消防団組織を維持し、多様な火災発生や生命の危機に迅速に対応できる消防機能を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
消防団員数	777人	800人	現状値：H30

【現状と課題】

- ・永続的な消防団活動が図られるよう、消防団組織の再編に取り組みました。また、装備品や資機材などの計画的な更新により、活動環境の充実を図っているほか、消防団員の福利厚生事業などに取り組んでいます。
- ・若年層人口の減少などによる団員の確保と消防団員のサラリーマン化などによる消防団活動に課題があります。

【施策展開の方針】

- ・消防団員を確保するため、市民、事業者、地域に対して、消防団に対する理解を向上させる啓発活動に積極的に取り組みます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
消防団協力事業所	49事業所	55事業所	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	地域の安全・安心を守る消防団活動に対する理解を高めます。
地域・事業者の役割	地域社会貢献として、消防団員の確保と活動に対する理解・支援を進めます。
行政の役割	常備消防との連携と消防団の活動環境の充実
	主管課：消防課
	関連する個別計画：東御市国土強靱化地域計画

【主な事業】

- ・消防団協力事業所普及促進事業
- ・消防団員福利厚生事業
- ・消防団員研修交流事業
- ・消防団活動啓発及び団員募集事業

政策

暮らしの安全がひろがるまちを目指す

施策コード

II 315

施策 No.

15

地域防犯活動の推進

【目指す姿】

市民が安心して暮らせるよう、警察と連携した地域ぐるみの活動のもと、犯罪の起こりにくい環境を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
東御市内での犯罪の発生件数	90件	80件	現状値：H29

【現状と課題】

- ・防犯指導員、防犯女性部による市内のパトロールのほか、市内保育園での防犯教室や、各区公民館などで開催されるいきいきサロンでの啓発活動を実施し、市民の防犯意識の向上を図っています。
- ・防犯灯の整備により、犯罪抑止に努めています。
- ・高齢者を狙った詐欺などは増えており、より一層の高齢者向けの啓発活動が必要です。

【施策展開の方針】

- ・地域主体の防犯パトロールや子どもたちを見守る市民活動を促進し、地域防犯力を高めます。
- ・警察などと連携した啓発活動を進め防犯意識の高揚を図ります。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
地区防犯活動実施区数	30区	55区	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	防犯意識の向上、地域防犯活動へ積極的に参加します。
地域・事業者の役割	地域防犯活動の連携・実施、事業所活動における防犯活動を推進します。
行政の役割	地域防犯活動の促進・支援、防犯教室の開催
	主管課：生活環境課
	関連する個別計画：

【主な事業】

- ・各区内防犯灯設置補助事業
- ・地域防犯活動の連携、啓発

政策

暮らしの安全がひろがるまちを目指す

施策コード

II 316

施策 No.

16

安心な消費生活への支援

【目指す姿】

市民一人ひとりが、消費生活に関する正しい知識を身につけ、自立した消費者として、安心な消費生活の実現を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
消費生活相談件数に占める自主交渉率	44%	50%	現状値：H29

【現状と課題】

- ・消費生活センターの開設による機能強化を図り、市民からの消費生活相談に対応しています。
- ・街頭啓発活動、市報、FMラジオなどにより広報活動を行っています。
- ・複雑化・多様化する消費生活相談に対応するため、相談体制の充実を図ることが求められています。

【施策展開の方針】

- ・市民の安全な消費生活を維持するため、関係機関と連携した消費生活センターの相談体制の充実を図ります。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
消費生活相談件数	271件	250件	現状値：H29
特殊詐欺被害件数	2件	0件	現状値：H30（暦年）

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	消費生活に必要な知識を習得します。
地域・事業者の役割	消費者の安全、消費者との取引における公正を確保します。
行政の役割	消費生活センターの相談体制の充実、市民への情報発信・啓発活動の推進
	主管課：生活環境課
	関連する個別計画：

【主な事業】

- ・消費生活センターでの相談窓口
- ・消費者被害防止のための教育、啓発

基本目標Ⅲ

子供も大人も輝き、人と文化を育むまち

1 安心して子供を産み育てられるまちを目指す

Ⅲ117	子育て家庭への細やかな支援の充実……………	55
Ⅲ118	より豊かな幼児教育・保育の実践……………	56

2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

Ⅲ219	安全・安心な子どもの居場所づくりと教育環境の整備……………	58
Ⅲ220	豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進……………	59
Ⅲ221	確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進……………	61
Ⅲ222	学校と家庭と地域の連携推進……………	62
Ⅲ223	青少年の健全育成の推進……………	63

3 生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す

Ⅲ324	人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進……………	64
Ⅲ325	芸術文化活動の推進……………	65
Ⅲ326	「する、みる、ささえる」スポーツ活動の推進……………	66

4 郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す

Ⅲ427	文化財の保存と活用……………	67
Ⅲ428	地域の文化や伝統行事の継承……………	68

政策

安心して子供を産み育てられるまちを目指す

施策コード

III117

施策 No.

17

子育て家庭への細やかな支援の充実

【目指す姿】

家庭や地域に子どもがいる幸福感を実感できるよう、子育て家庭への細やかな支援を推進し、地域とともに子どもを安心して産み育てられる環境を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
合計特殊出生率	1.50	1.60	現状値：H29

【現状と課題】

- ・子育てをするために“良好な愛着を形成する”ことを重点的に支援しています。
- ・早期の愛着形成、育児の孤立化、虐待の予防のため、総合的かつ継続的に支援していくことが求められています。
- ・子育て世代のニーズを把握し、サークル活動などを通じて交流を広げるとともに、ボランティアの育成や活動支援を行っています。
- ・中高校生が、結婚や子育てに関心が持てるよう、子育て世代などとの交流を推進していくことが課題です。

【施策展開の方針】

- ・愛着形成や児童虐待を予防するため、妊娠期及び乳児期早期を対象とした教室などを開催します。
- ・中高校生や子育て世代などとの交流の場を創出し、世代を超えた子育て支援体制を推進します。
- ・子育て応援ポータルサイト^{注)}により情報発信を行います。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
センター事業の利用者数	16,990人	18,100人	現状値：H29
子育てポータルサイトユーザー数	11,032人	30,000人	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	子育ての仲間づくりへ参加し、交流と情報交換を進めます。 子育ての悩みは抱え込まず相談します。 家族団らんの時間を確保します。
地域・事業者の役割	子育てに配慮した地域や職場づくりを推進します。
行政の役割	適切な情報発信、相談・支援機能の充実と部局間の連携の強化
	主管課：子育て支援課
	関連する個別計画：東御市子ども・子育て支援事業計画

【主な事業】

- ・子育て支援センター管理運営
- ・子育て応援ポータルサイト
- ・子育てフェスティバル
- ・子育て支援事業
- ・養育支援訪問事業
- ・各種教室の開催
- ・子育て短期支援事業

注) 子育て応援ポータルサイト：子育てに関する情報をまとめたサイトのこと。

政策

安心して子供を産み育てられるまちを目指す

施策コード

III118

施策 No.

18

より豊かな幼児教育・保育の実践

【目指す姿】

発達特性を早期に発見し適切な療育を促す支援をするとともに、幼児の自発性、好奇心などを重視した取り組みにより、生涯の生活の基礎となる生きる力を育み、より豊かな幼児教育・保育の実現を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「安心して子供を産み育てられるまちを目指す」の市民の満足度の割合	48.4%	53.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・子どもたちが心身ともに健やかに成長することを目的に、運動遊びや信州型自然保育^{注)}、食育事業を行っています。
- ・多様な幼児教育・保育ニーズに応えられるよう、保育士の確保と質の高いサービスの提供など保育環境の充実が求められています。
- ・早期療育支援体制を構築し、園が中心となり5歳児発達相談事業を実施しています。
- ・発達支援は、医療、保健、保育、教育、福祉、子育て支援と多岐にわたる連携が求められ、リアルタイムでの情報共有が必要です。

【施策展開の方針】

- ・保育サービスの充実と、安全で良好な幼児教育・保育環境の整備を進めます。
- ・運動遊びの対象年齢を拡大し、心身ともに健やかな子どもの成長を支援します。
- ・発達特性の早期発見と発達段階に応じた療育支援の充実、発達特性への正しい知識の普及推進を図ります。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
4月1日付待機児童数	0人	現状値維持	現状値：H30
運動あそびに参加した園児の割合（3歳児以上）	100%	現状値維持	現状値：H29
運動あそびに参加した園児の割合（2歳児以下）	0%	100%	現状値：H29 0歳児を除く
5歳児発達相談の実施率	89%	100%	現状値：H29

注) 信州型自然保育：信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育のこと。

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	保育園への理解を深めるために園行事などへ積極的に参加します。 子どもの個性を尊重し、愛情ある家庭づくりを進めます。
地域・事業者の役割	交流事業などへの地域住民の参加を呼び掛けます。 保育事業者は、適切な事業を推進します。 子育てに配慮した地域や職場づくりを推進します。
行政の役割	施設整備と維持管理、また保育士の確保と資質向上 関係機関、関係部局間の連携の強化による切れ目ない支援 主管課：子育て支援課 関連する個別計画：東御市子ども・子育て支援事業計画

【主な事業】

- ・ 幼児教育・保育施設環境の整備
- ・ 信州型自然保育
- ・ 保育士等研修事業
- ・ 特別保育の充実
- ・ 食育事業
- ・ 発達支援事業
- ・ 運動遊び事業
- ・ 5歳児発達相談事業

政策

心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

施策コード

III219

施策 No.

19

安全・安心な子どもの居場所づくりと教育環境の整備

【目指す姿】

心豊かにたくましく生きる子どもを育むため、安全で安心な放課後児童の居場所づくりと教育環境の充実を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
学校評価アンケートの学校施設の安全安心に関する設問に対する満足度（％）	—	前年度数値を上回る	H31から実施

【現状と課題】

- ・学校長寿命化計画に基づき、学校施設の整備を進めています。社会情勢の変化に対応したより良い教育環境を整備していくことが求められています。
- ・全小中学校区に児童クラブを整備し、全利用希望者の受入を行っています。年々増加する利用希望者に対応していくための環境整備が課題です。

【施策展開の方針】

- ・学校長寿命化計画に基づき、計画的な学校施設の改修を行い、安全で安心な教育環境の整備を図ります。
- ・民間の児童クラブの活用や施設整備を行います。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
学校長寿命化計画に基づく学校施設整備の進捗状況	30%	100%	現状値：H30
児童クラブ利用者に対する受入割合	100%	100%	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	適切な施設利用を行います。
地域・事業者の役割	学校や子ども達に関心を持ち、子ども達の安全安心につながる見守り活動を行います。
行政の役割	安全安心な管理・運営
	主管課：教育課
	関連する個別計画：東御市教育基本計画 東御市子ども・子育て支援事業計画 東御市学校施設長寿命化計画

【主な事業】

- ・児童館事業
- ・放課後児童クラブ事業
- ・小学校修繕事業
- ・中学校修繕事業
- ・給食施設維持補修事業

政策

心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

施策コード

III220

施策 No.

20

豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進

【目指す姿】

豊かな心と高い道徳心、健やかな身体を育み、これからの社会を生き抜く力を培えるよう、子どもの個性を伸ばす教育を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「全国学力・学習状況調査」 自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合(心)	小88.4% 中76.9%	全国平均値 以上	現状値：H30 全国平均(小84.0%) (中78.8%) 対象児童：小5 対象生徒：中2
「新体力テスト」 児童生徒の体力合計点(体)	小男子53.94ポイント 小女子54.97ポイント 中男子43.31ポイント 中女子58.39ポイント	全国平均値 以上	現状値：H30 全国平均(小男子54.21ポイント) (小女子55.90ポイント) (中男子42.32ポイント) (中女子50.61ポイント) 対象児童：小5 対象生徒：中2

【現状と課題】

- ・道徳教育、人権を尊重する教育を通じて、豊かな心と道徳心を培える教育を推進しています。道徳の教科化に伴う新たな授業運営が求められます。
- ・心の教室相談員など人員配置の充実、県・近隣市町村と連携したスクールカウンセラー^{注1)}やスクールソーシャルワーカー^{注2)}の活用により、いじめ・不登校の減少に向けた取り組みを推進しています。
- ・発達に課題がある子どもへの乳児期から就労期までの切れ目ない支援体制の整備及びインクルーシブ教育システム^{注3)}の推進に課題があります。
- ・東御市の児童生徒の体力は全国平均及び長野県平均に対して、性別や学年によっては低いという現状です。運動が好きな子どもたちを育み、体力の向上を図ることが必要です。

【施策展開の方針】

- ・児童生徒の人権意識を高め、いじめを見逃さない、許さないという価値観を育てます。
- ・発達に課題のある子どもに対し、発達段階に応じた療育支援の充実を図ることにより、学校への不適応の未然防止につなげます。
- ・児童生徒が身体を動かすことの重要性に対する意識を高めるための教育を推進します。
- ・安全・安心な学校給食を通して、児童生徒が正しい「食」の知識と望ましい食習慣を身に付けることを目指します。

注1) スクールカウンセラー：教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。

注2) スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境の問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。

注3) インクルーシブ教育システム：障がいのある人がその能力を可能な限り発達させることができる教育の場を提供し、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「全国学力・学習状況調査」 いじめは、どんな理由があってもいけない ことだと思う児童生徒の割合	小96.5% 中95.8%	全国平均値 以上	現状値：H30 全国平均（小96.8%） （中95.5%） 対象児童：小5 対象生徒：中2
不登校児童生徒の割合	小0.06% 中3.16%	全国平均値 以下	現状値：H29 全国平均（小0.54%） （中3.26%）
「新体力テスト」 身体を動かすことが好きな児童生徒の割合	小男子93.9% 小女子89.8% 中男子91.1% 中女子80.0%	全国平均値 以上	現状値：H29 全国平均（小男子93.0%） （小女子86.4%） （中男子88.8%） （中女子78.9%） 対象児童：小5 対象生徒：中2

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	発達特性や不登校、スポーツ推進などに関する理解、啓発を進める研修会へ参加します。 児童生徒と一緒に体を動かす習慣づくりをします。
地域・事業者の役割	発達特性や不登校などに対する理解、啓発を図ります。
行政の役割	発達特性や不登校、スポーツ推進などに関する理解、啓発を進める研修会の実施 関係機関、関係部局間の連携の強化による切れ目ない支援
	主管課：教育課
	関連する個別計画：東御市教育基本計画 東御市食育推進計画 東御市スポーツ推進計画

【主な事業】

・不登校対策・特別支援教育事業 ・学力・体力向上対策事業

政策

心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

施策コード

III221

施策 No.

21

確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進

【目指す姿】

次代を担う子どもたちが、これからの社会を生き抜いていくことができるよう、確かな学力の向上と学びを考える力を育む教育を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「全国学力・学習状況調査」 児童生徒との間で話し合う活動を通じて、 自分の考えを深めたり、広げたりするこ とができていると思う児童生徒の割合	小77.8% 中71.5%	全国平均値 以上	現状値：H30 全国平均 (小77.8%、中76.3%) 対象児童：小5 対象生徒：中2

【現状と課題】

- ・小中一貫（型）教育において、学力向上に向けた取り組みを推進しています。
- ・学力検査の結果を踏まえ、学力向上につながるさらなる授業改善が必要です。
- ・平成32年（2020年）から実施される新学習指導要領では、21世紀型人材育成^{注）}のため、教育ICT環境整備とそれらを活用した授業の実施が求められています。
- ・ICT環境整備の遅れと教員のICT機器の活用に課題があります。

【施策展開の方針】

- ・メリハリのある授業と主体的・対話的で深い学びの実施により、学力の向上を図ります。
- ・ICT環境整備とその利活用の方針を定め、教員のICT活用能力と指導力の向上を図ります。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
全国学力・学習状況調査における正答率	小国語70% 小算数61% 中国語76% 中数学67%	全国平均値 以上	現状値：H30 全国平均 (小国語70.7%) (小算数63.5%) (中国語76.1%) (中算数66.1%) 対象児童：小5 対象生徒：中2
「教員のICT活用指導力などの実態」 児童生徒のICT活用を指導する能力がある教 員の割合	63.3%	全国平均値 以上	現状値：H29 全国平均 (67.1%)

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	児童生徒の家庭学習の環境を整え、家庭学習を促します。 子どもとともに、本や新聞を読み、親子のコミュニケーションを広げます。
地域・事業者の役割	学校応援団を組織化し、学校支援を実施します。
行政の役割	教員のスキルアップのための研修を実施
	主管課：教育課
	関連する個別計画：東御市教育基本計画

【主な事業】

- ・学力・体力向上対策事業
- ・ICT環境整備事業

注）21世紀型人材育成：インターネットや情報機器を利用して必要な情報を引き出し活用するスキルを持った人を育成すること。

政策

心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

施策コード

III222

施策 No.

22

学校と家庭と地域の連携推進

【目指す姿】

子どもの健全な育成とこれからの社会に対応できる生きる力を育むため、地域の方々の協力を得ながら、学校、家庭、地域の連携強化を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「全国学力・学習状況調査」 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができる児童生徒の割合	小52.9% 中38.9%	全国平均値 以上	現状値：H30 全国平均（小49.9%） （中38.7%） 対象児童：小5 対象生徒：中2

【現状と課題】

- ・学校応援団の組織化と信州型コミュニティスクール^{注1)}の設置が進み、地域と共に子どもたちを支える体制が充実してきています。
- ・学校応援団などの支援組織をより効果的に活用していくことが課題です。

【施策展開の方針】

- ・小中学校の円滑な連携を図りながら、家庭、地域、学校が一体となって、小中一貫（型）教育を推進します。
- ・信州型コミュニティスクール及びキャリア教育^{注2)}を充実させ、学校応援団など地域とともに子どもたちを育みます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「全国学力・学習状況調査」 授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があったと思う児童生徒の割合	小76.3% 中68.1%	全国平均値 以上	現状値：H30 全国平均（小96.8%） （中95.5%） 対象児童：小5 対象生徒：中2
「全国学力・学習状況調査」 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小87.9% 中70.8%	全国平均値 以上	現状値：H30 全国平均（小85.1%） （中72.4%） 対象児童：小5 対象生徒：中2

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	児童生徒の見守り活動を行います。 地域講師として、学校活動へ参画します。
地域・事業者の役割	学校応援団を組織化し、学校支援を実施します。
行政の役割	小中一貫（型）教育推進委員会の運営と事業効果の検証
	主管課：教育課
	関連する個別計画：東御市教育基本計画

【主な事業】

- ・小中一貫教育の推進
- ・地域で子どもを育む事業

注1）信州型コミュニティスクール：学校と地域が「こんな子どもを育てたい」という願いを共有しながら、一体となって子どもを育てる持続可能な仕組みを持った地域と共にある学校のこと。

注2）キャリア教育：経験を活かして現在や将来を見据えることを主眼とした教育のこと。

政策

心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

施策コード

III 223

施策 No.

23

青少年の健全育成の推進

【目指す姿】

青少年が家庭、地域、学校の連携のなかで温かく見守られ、健やかに育まれるまちを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「市教育委員会独自調査」 夢を持っている青少年の割合	小82% 中67%	小85% 中70%	現状値：H29 対象児童：小6 対象生徒：中2

【現状と課題】

- ・関係団体と連携し、講演会や出前講座などを行い、ネットリテラシー教育^{注)}を推進しています。
- ・スマートフォンやゲームなどの長時間利用により、生活に支障をきたす子どもが出てきている課題があります。
- ・市内事業所などの青少年健全育成協力店への加入を促進するとともに、地域全体で青少年の非行防止、声かけ運動などの青少年健全育成を推進しています。
- ・青少年を取り巻く環境の変化について、地域の大人が学び、より多くの大人が青少年に関心を持ち、活動の充実を図っていくことが課題です。

【施策展開の方針】

- ・青少年の自立を促すとともに、社会貢献できる人づくりを進めます。
- ・青少年の判断能力の向上と安心・安全な地域づくりを進めます。
- ・青少年の健やかな成長を皆で支える社会環境づくりを進めます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
ネットリテラシー講座などの参加者数	2,110人	2,150人	現状値：H29
電子メディア機器を使っている時、保護者とのルールを守っている子の割合	小96% 中88%	小100% 中94%	現状値：H29 対象児童：小6 対象生徒：中2
青少年健全育成協力店の加入事業所数	107事業所	150事業所	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	青少年の健全育成に関心を高めます。 ゲーム、ネットなどの家庭でのルールをつくります。
地域・事業者の役割	青少年活動の支援と見守りを進めます。
行政の役割	地域との連携と市民理解の啓発及び事業の推進
	主管課：教育課
	関連する個別計画：東御市教育基本計画 東御市青少年健全育成計画

【主な事業】

・青少年健全育成事業

・青少年センター事業

・ネットリテラシー教育の推進

注) ネットリテラシー教育：インターネットの情報とその使い方について、正しいか間違っているかを判断し、上手に活用するための知識を培う教育のこと。

政策

生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す

施策コード

III324

施策 No.

24

人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進

【目指す姿】

一人ひとりの市民が、学びを通じて、人づくり、地域づくりの輪をひろげ、地域社会に活かしていく生涯学習を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
中央公民館、各地区公民館の利用者数	117,613人	現状値維持	現状値：H29

【現状と課題】

- ・市民の多様なニーズに対応した生涯学習講座を開催しています。
講座の指導者及び受講生の高齢化、固定化が課題です。
- ・地域性を活かした地区公民館活動の実施、分館活動を支援しています。
地区公民館活動と地域づくり組織の活動との事業内容の整理が必要です。
- ・図書館での企画講座・講演会は、創意工夫を凝らし、新規利用者の確保につなげています。
図書館のサービス内容を広く市民へ周知し、利用者の増加を図ることが課題です。

【施策展開の方針】

- ・生涯学習講座などは、多様なニーズを捉え、幅広い年齢層を対象とした魅力的な講座を開催し、受講者の確保に努めます。
- ・地域づくり組織と連携した地区公民館、分館活動を推進します。
- ・図書館の利用促進のため新企画を実施し、マスコミなどを利用し情報発信するなど、図書館のサービス内容を周知し、利用促進を図ります。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
生涯学習受講者数	2,758人	現状値維持	現状値：H29
分館活動への参加者数	33,737人	現状値維持	現状値：H29
図書館利用者数	103,514人	110,000人	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	各種講座、講演、イベントなどへ積極的に参加します。
地域・事業者の役割	各種講座、講演、イベントなどへ積極的に参加します。
	各種講座、講演、イベントなどの企画運営へ参加します。
行政の役割	各種講座、講演、イベントなどの開催及びPR
	主管課：生涯学習課
	関連する個別計画：東御市教育基本計画

【主な事業】

- ・生涯学習講座
- ・分館活動事業
- ・図書館資料整備事業
- ・図書館公開講座事業

政策

生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す

施策コード

III325

施策 No.

25

芸術文化活動の推進

【目指す姿】

すべての市民が、身近なところで芸術・文化に親しむ環境をつくり、心豊かな生活をおくることができるまちを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
文化施設（文化会館、梅野記念絵画館、丸山晚霞記念館入場者数）	103,531人	113,884人	現状値：過去5年間の実績値の平均値

【現状と課題】

- ・文化施設を活用し、自主事業の積極的な開催により、身近に芸術文化に触れられる機会を創出しています。
- ・ニーズに応じた事業を展開し、幅広い世代への利用拡大を図るとともに、芸術文化を身近に感じられるような普及事業に取り組むことが課題です。
- ・関係団体、関係機関と連携し、文化振興の方向性を示し、具体的施策の充実を図る必要があります。

【施策展開の方針】

- ・ニーズに応じた自主事業及び学校支援、ワークショップなどの普及事業の充実を図り、幅広い世代に文化振興を図ります。
- ・関係機関と連携し東御市における文化振興の方針を示し、推進します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
普及事業などの参加者数	2,083人	2,187人	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	地域の芸術文化を理解し、芸術文化活動へ参加します。
地域・事業者の役割	地域の芸術文化を理解し、芸術文化活動を支援します。
行政の役割	地域の芸術文化の啓蒙と関係機関と連携した芸術文化施策の実行
	主管課：文化・スポーツ振興課
	関連する個別計画：

【主な事業】

- ・丸山晚霞記念館企画展事業
- ・小中学校への芸術文化教育普及事業
- ・梅野記念絵画館企画展事業
- ・地域の芸術文化普及事業
- ・文化会館指定管理事業

政 策

生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す

施策コード

III326

施策 No.

26

「する、みる、ささえる」スポーツ活動の推進

【目指す姿】

市民一人ひとりがスポーツに親しむことで、豊かな人間関係と郷土への愛着、心身の健康、地域経済の活性化を図り、活力と魅力あるまちを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
成人の週1回以上のスポーツ実施率	60.4%	65.0%	現状値：H29
スポーツ指導者数	169人	178人	現状値：H30

【現状と課題】

- ・スポーツ参画機会の拡大のため、体育協会、スポーツ推進委員、指導者が連携し、各種教室、大会、イベントを開催し、スポーツ振興を図っています。
- ・本市のスポーツ推進の方針を示し、「する」「みる」「ささえる」の各視点で活動ができる体制を整備することが課題です。

【施策展開の方針】

- ・スポーツ推進の方針に基づき、計画を策定し、「する」「みる」「ささえる」の推進体制を整備します。
- ・生涯にわたってスポーツに親しむ子どもたちの育成に努めます。
- ・市民ニーズに沿った個別の施策を展開するとともに、域外から人を誘うためのスポーツツーリズムの推進により、スポーツの振興を図ります。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
スポーツ施設利用者数 (湯の丸高原スポーツ交流施設除く)	178,997人	188,000人	現状値：H29
小中学生の過去1年間の運動・スポーツの非実施者の割合（健康状態などによりスポーツを実施することが困難な人に配慮）	小 11.13% 中 7.51%	0%	現状値：H29
湯の丸高原スポーツ交流施設利用者の市内宿泊者	5,200泊	15,000泊	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	スポーツを「する」「みる」「ささえる」活動へ積極的に参加します。
地域・事業者の役割	スポーツを「する」「みる」「ささえる」活動の実施・支援をします。
行政の役割	関係機関との横断的な連携体制の構築、切れ目ない施策の実行・支援
	主管課：文化・スポーツ振興課
	関連する個別計画：東御市スポーツ推進計画

【主な事業】

- ・幼児期からの運動遊びの推進
- ・学齢期の体育活動の充実
- ・総合型地域スポーツクラブ設立
- ・ユニバーサルスポーツの普及・促進
- ・スポーツ指導者の育成支援
- ・スポーツツーリズムの推進
- ・地域スポーツコミッション設立

政策

郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す

施策コード

III427

施策 No.

27

文化財の保存と活用

【目指す姿】

市民が自ら郷土の自然や歴史文化に対する理解を深め、地域の文化財にふれ、身近に感じることができるよう、文化財の保存と活用を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
市内文化財の視察件数	17件	22件	現状値：H29

【現状と課題】

- ・本市には、海野宿、春原家住宅、アケボノゾウ化石など数多くの貴重な文化財が存在します。
- ・海野宿の文化財の活用に重点的に取り組んできましたが、市内に多数ある文化財の保存及び活用をさらに推進していくことが必要です。
- ・北御牧庁舎に東御市文書館を整備し、公開文書の整備を進めていくことが必要です。

【施策展開の方針】

- ・東御市文書館における公開文書目録の登録数を増やし、地域の歴史文化への理解を深める機会を創出します。
- ・文化財の保存のため、地域・市民団体と連携し、適切な管理に努めます。
- ・市内の文化財を幅広く活用し、市内小中学校、各種団体に文化財を学ぶ機会を増やすように積極的な働きかけを行います。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
東御市文書館の公開文書目録登録数	2,158点	20,000点	現状値：H30
市内小中学校及び各種団体による文化財を活用した学習の回数	9回	12回	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	文化財に愛着を深め、保存と活用に取り組みます。 重要な文書類の保存に努め、東御市文書館を積極的に活用します。
地域・事業者の役割	文化財の保存と活用への活動を推進します。 学校活動での文化財学習に積極的に取り組みます。
行政の役割	文化財の保存に関する支援、活用及び情報提供、啓蒙活動の実施
	主管課：教育課 関連する個別計画：東御市教育基本計画

【主な事業】

- ・文化財の保護（伝統的建造物群保存事業、指定文化財維持管理事業）
- ・文化財の活用（海野宿、春原家住宅、アケボノゾウ化石など）
- ・東御市文書館事業
- ・埋蔵文化財発掘調査事業

政策

郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す

施策コード

III428

施策 No.

28

地域の文化や伝統行事の継承

【目指す姿】

地域の大切な財産であり、地域に活気やにぎわいをもたらすお祭りや伝統芸能を若い世代に伝え、郷土愛を深め、地域に誇りをもつ心が育つまちを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
地域の文化や伝統行事における指定文化財数	4 件	5 件	現状値：H30

【現状と課題】

・東町歌舞伎など伝統行事の実施にあたり、他市町村及び各種団体への情報提供、継承活動などの支援を行っています。伝統行事の実施にあたり、担い手の高齢化や新規に取り組む若者の減少などの要因により、後継者不足が生じていることが課題です。

【施策展開の方針】

・地域に伝わる文化や伝統行事に対する理解を深める機会を設けるなど、後世に伝えるための継承活動への支援と後継者の育成支援を行います。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
伝統行事の後継者数	21人	25人	現状値：H30
伝統行事への来場者数	690人	740人	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	伝統行事への関心を深め、行事に参加します。
地域・事業者の役割	伝統行事の後継者育成を推進します。 伝統行事を大切に守り、文化財指定への取り組みをします。
行政の役割	市民への伝統行事の周知活動の実施、伝統行事の調査・研究
	主管課：教育課
	関連する個別計画：東御市教育基本計画

【主な事業】

- ・地域の文化や伝統行事の保存活動に対する協力
- ・伝統行事の調査及び研究

基本目標Ⅳ

共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

IV129	生涯を通じた健康増進の推進	70
-------	---------------	----

2 安心して医療が受けられるまちを目指す

IV230	地域医療体制の充実	72
-------	-----------	----

3 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

IV331	ひとり親・生活保護・生活困窮世帯の自立支援と生活の安定	73
IV332	支え合う地域福祉づくりの推進	74
IV333	障がい者（児）福祉の充実	75
IV334	虐待防止の推進	76

4 元気で生きがいのある高齢社会を目指す

IV435	高齢者が活躍するまちづくりの推進	77
IV436	介護予防（フレイル対策）の推進	78
IV437	地域包括ケアシステムの確立	79

政策

生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

施策コード

IV129

施策 No.

29

生涯を通じた健康増進の推進

【目指す姿】

自らの健康は自らつくることを基本に、ライフステージに応じた健康づくりに取り組むことで、心身ともに健康で元気なまちを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
健康寿命 (日常生活動作が自立している期間の平均) (3カ年の平均値)	男性80.18年 女性83.59年	延伸	現状値： H26～28の3カ年平均値

※日常生活動作が自立している期間の平均は、介護保険の要介護度2以上になるまでの期間として計算

【現状と課題】

- ・個別健診及び集団健診の実施と受診勧奨により、生活習慣病などの改善につながっています。さらなる受診率向上のため、健診受診率が低い治療中の方の受診を推進する必要があります。
- ・地域と連携し、各種取り組みにより60歳以上の層を中心に健康づくりへの意識は広がっています。さらに地域と連携した健康づくりへの取り組みと働き盛り世代への健康づくりに対する意識啓発を行う必要があります。
- ・社会情勢の変化と生活スタイルの多様化などにより、妊娠、出産、子育てに対して近親者の支援が得られにくくなっています。子どもが好ましい生活習慣を身につけ健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を提供する必要があります。

【施策展開の方針】

- ・効果的な受診勧奨の継続と、受診率向上を図るため、医療機関との連携強化に取り組みます。
- ・関係機関と連携し、「自らの健康は自らつくる」という自覚が広がるように、地域のつながりを活用した健康づくりを推進します。
- ・市民が主体的に健康的な生活習慣を選択、実践できるよう、生涯を通じた運動と食育を推進します。
- ・妊娠期から子育て期にわたる健診や相談などにより、母子の心身の健康保持及び好ましい生活習慣の習得に係る包括的な支援を行います。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
国民健康保険特定健診受診率 (法定報告値)	46.3%	50%以上	現状値：H29
国民健康保険特定保健指導終了率 (法定報告値)	66.3%	現状値以上	現状値：H29
健康教育事業参加者割合 (18歳以上の人口に占める参加者の割合)	12.5%	現状値以上	現状値：H29
乳幼児健診（1歳6か月、3歳）未受診率	1歳6か月 1.4% 3歳 1.7%	0%	現状値：H29 長期入院療養児除く

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	各種健（検）診を受け、自分の身体の状態を知ります。 健康づくりの自覚を高め、健康づくり事業へ積極的に参加します。 かかりつけ医・薬局をもちます。 病気や障がいについて正しい知識を持ち、早期発見を心がけます。
地域・事業者の役割	地域ぐるみでの健康づくり活動に積極的に取り組みます。 働き盛り世代の健診とメンタルヘルス対策を推進します。 妊娠、出産、子育てへの理解を深め、見守ります。
行政の役割	健康づくり宣言の普及 ライフステージに応じた各種健（検）診及び生活習慣病などの予防事業の実施 母子の健康保持に対する包括的な相談、支援 健康づくり活動への支援 国民健康保険の安定した財政運営の維持及び医療費の適正化 関係部署、機関、団体などとの連携会議 主管課：健康保健課、市民課 関連する個別計画：東御市健康づくり計画 東御市自殺対策推進計画 東御市母子保健計画 東御市食育推進計画 東御市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

【主な事業】

- ・ 特定健康診査等事業
- ・ 検診事業
- ・ 健康づくり事業
- ・ 精神保健事業
- ・ 母子保健事業
- ・ 食育事業
- ・ 国民健康保険に係る医療費適正化対策事業（医療費通知、ジェネリック医薬品の利用啓発など）

政策

安心して医療が受けられるまちを目指す

施策コード

IV230

施策 No.

30

地域医療体制の充実

【目指す姿】

近隣医療機関との再編・ネットワーク化の推進により地域の医療機関と適切に機能分化や連携を図るとともに、運営形態の見直しによる経営の安定化に努め、市の病院事業が地域医療の核として中心的役割を果たすことを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「安心して医療が受けられるまちを目指す」市民の満足度の割合	44.9%	60.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・市民病院では、地域住民の多用な医療ニーズに応えるため外来機能の充実を図るとともに、安全・安心な医療を提供しています。
- ・資金繰りを円滑にするため一般会計からの繰入により、病院事業運営の安定化を図っています。
- ・市民が安心して必要な医療を受けられるよう市民病院の役割を明確にし、他の医療機関と適切に連携を図るとともに、医師を始めとする医療従事者を安定的に確保することが課題となっています。

【施策展開の方針】

- ・「新公立病院改革プラン」に基づく再編・ネットワーク化の推進と運営形態の見直しに取り組み、安心した医療体制と健全な経営環境を整え、持続可能な病院運営を実現します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
一般会計からの基準外繰入金額	232,000千円	100,000千円	現状値：H29
常勤医師の確保	10人	現状値維持	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	地域完結型医療（病院ごとの役割分担）のもと、かかりつけ医をもちます。
地域・事業者の役割	健康管理や地域医療への関心を高め理解を深めます。
行政の役割	地域の開業医との適切な役割分担と連携の強化
	主管課：市民病院
	関連する個別計画：新公立病院改革プラン

【主な事業】

- ・新公立病院改革プランに基づく再編・ネットワーク化の推進
- ・運営形態の見直し

政策

誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

施策コード

IV331

施策 No.

31

ひとり親・生活保護・生活困窮世帯の自立支援と生活の安定

【目指す姿】

ひとり親世帯、生活に不安を抱える世帯への生活支援や自立支援を進めることによって、生活への不安を解消し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
生活困窮者自立支援事業の就労支援による就業者数	24人	30人	現状値：H29

【現状と課題】

- ・生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯は、微増傾向にある中、関係機関と連携し、相談及び就労支援を強化し、生活の安定や自立に向けた取り組みを行っています。
- ・部局間の横断的な連携を図り、一人ひとりの状況に合わせたきめ細やかな支援を実践していくことが課題です。

【施策展開の方針】

- ・対象世帯の支援は、引き続き関係機関との連携を図り、利用者ニーズに沿った生活支援や自立支援を展開します。
- ・引きこもりの方に対して、切れ目のない相談ができるように相談体制の構築を目指します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
ひとり親世帯技能訓練事業の受講者数	3人	5人	現状値：H29
生活困窮者自立支援事業プラン作成件数	45件	50件	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	支援に繋がる世帯の情報提供を実施します。
地域・事業者の役割	民生児童委員を中心に、地域や隣近所で互いに支え合い助け合う関係を構築します。
行政の役割	関係機関との連携強化、制度の適正な運用と周知
	主管課：福祉課
	関連する個別計画：

【主な事業】

- ・生活保護、生活困窮者自立支援制度の実施
- ・母子・父子家庭の相談支援業務
- ・ハローワークと連携した就労支援事業
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組み

政策

誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

施策コード

IV332

施策 No.

32

支え合う地域福祉づくりの推進

【目指す姿】

地域で暮らす一人ひとりの市民が主役になって、地域の絆を深め、共に支え合いながらまともりを育むことにより、福祉が充実した地域社会の実現を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
災害時支え合い台帳・支え合いマップなどの作成区数	41区	67区	現状値：H29

【現状と課題】

- ・少子高齢化や核家族化の進展に伴い、隣近所の相互扶助の関係が希薄化する中、地域、隣近所の絆を深め、共に支え合いながら暮せる体制づくりが重要となってきています。地域、団体、行政、社会福祉協議会など多様な機関が連携した支え合いの体制づくりの構築が課題です。
- ・高齢者や障がいを持つ方など災害時に支援を必要とする要援護者を地域で把握するため、災害時支え合い台帳の整備を推進しています。未整備の区への作成、推進を図る必要があります。

【施策展開の方針】

- ・災害時支え合い台帳の重要性を周知し、整備促進に努め、災害時などの緊急時はもとより、平常時においても地域で互いに支え合う体制づくりを支援します。

【進捗管理指標】

- ・【施策の成果指標】とします。

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	地域福祉活動へ主体的・積極的に参加します。 隣近所の助け合いの意識を高めます。
地域・事業者の役割	地域で得られる福祉活動に必要な地域内情報の集約を進めます。 事業者の事業活動によって得られる要援護者情報の行政への伝達と、行政などとの連携による地域福祉の推進を図ります。
行政の役割	市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備と地域福祉意識の啓発活動の実施、支え合い台帳などの作成推進と支え合いの体制づくりの推進
	主管課：福祉課 関連する個別計画：東御市地域福祉計画

【主な事業】

- ・地域福祉計画に基づく地域福祉の推進
- ・災害時支え合い台帳の推進
- ・地域共生社会実現に向けた取り組み
- ・民生委員児童委員の高齢者、障がい者、子育て世帯への訪問活動
- ・地域福祉ボランティアの育成とボランティア団体への活動支援

政策

誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

施策コード

IV333

施策 No.

33

障がい者（児）福祉の充実

【目指す姿】

障がい者（児）が福祉サービスを適切に利用することができるように、その充実及び強化を図ると共に、障がいのある人もない人も尊重し合って地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
障がい者総合支援法のサービス満足度	68%	70%	現状値：H29 第5期障がい福祉計画に基づくアンケート

【現状と課題】

- ・障がい者（児）や家族、関係機関が連携し、必要なサービスの提供に努めています。障がい者（児）の方一人ひとりのニーズに沿ったサービス支援を充実させることが課題です。

【施策展開の方針】

- ・障がい者（児）が自ら必要なサービスを利用しながら、安心して暮らせる環境をつくるため、関係機関と連携し、包括的な相談体制の整備を行い、地域共生社会の実現を推進します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
障がい者（児）の相談に対する支援件数	364件	400件	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	障がい者（児）に対する理解と協力を進めます。
地域・事業者の役割	障がい福祉サービス提供体制の整備を進めます。
行政の役割	身近な地域におけるサービス拠点づくり、関係機関との連携、基盤整備などの支援の実施
	主管課：福祉課
	関連する個別計画：東御市障がい者計画 東御市障がい福祉計画 東御市障がい児福祉計画

【主な事業】

- ・障がい者総合支援法による障がい福祉サービスの提供
- ・上小圏域障害者総合支援センターの利用拡大
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組み
- ・情報提供と相談業務の充実

政策

誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

施策コード

IV334

施策 No.

34

虐待防止の推進

【目指す姿】

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及び配偶者暴力の防止、早期発見、早期相談、早期対応、早期支援に関する施策を推進するとともに権利擁護体制の充実を図り、安心して生活を営めることを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
虐待認知件数	48件	20件	現状値：H29

【現状と課題】

- ・児童・高齢者・障がい者虐待及び配偶者暴力の4つの虐待の件数は一定の水準のまま推移しています。4つの虐待防止のため、関係機関との連携強化、さらには、未然に防ぐ関係者のスキルアップが課題です。

【施策展開の方針】

- ・虐待防止の啓発や早期発見、早期支援の充実を図るため、関係機関との情報共有、連携強化を推進し、きめ細やかな対応に取り組みます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
虐待と疑われる相談通報件数	71件	35件	現状値：H29
虐待に関する研修会等の開催回数	2回	4回	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	児童・高齢者・障がい者虐待及び配偶者暴力に関心を高め、早期発見と通報に協力します。
地域・事業者の役割	地域での見守りと、虐待防止の啓発活動への参加を進めます。
行政の役割	関係部署及び機関との連携、並びに早期発見・早期対応と虐待防止に向けた啓発活動の推進
	主管課：福祉課
	関連する個別計画：東御市障がい者計画 東御市高齢者福祉計画 東御市介護保険事業計画

【主な事業】

- ・地域での見守り、声かけ体制の構築
- ・児童相談所、福祉事業者、警察などの関係機関との連携強化と相談窓口の周知

政策

元気で生きがいのある高齢社会を目指す

施策コード

IV435

施策 No.

35

高齢者が活躍するまちづくりの推進

【目指す姿】

高齢者の生きがいづくり、健康づくりの機会の充実を図るとともに、高齢者が経験と知識を活かしながら、地域において生涯現役として活躍できる環境づくりを進め、高齢者がいきいきと暮らしていける地域社会の形成を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
高齢者の就業率	31.3%	現状値維持	現状値：H27（国勢調査）

【現状と課題】

・シルバー人材センター、高齢者クラブ共に組織の高齢化が進んでいます。社会情勢の変化に合わせて、高齢者が活躍できる環境づくりを創出することが課題です。

【施策展開の方針】

・シルバー人材センターや高齢者クラブなどの各種活動を支援し、高齢者の生きがいとなる活動・活躍の場を確保します。
・高齢者が経験や知識を活かし、共に支え合う地域づくりや子どもとの世代間交流を図る環境づくりを推進します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
シルバー人材センター会員率	3%	現状値以上	現状値：H29
高齢者クラブ会員率	27%	現状値以上	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	社会活動に積極的に参加し、趣味などを探す意識を高めます。
地域・事業者の役割	経験や知識などを地域社会に活かす環境づくり、互いに支えあう地域づくりを進めます。
行政の役割	市民や事業者への情報提供、活動支援
	主管課：福祉課
	関連する個別計画：東御市高齢者福祉計画

【主な事業】

- ・シルバー人材センターの支援
- ・高齢者クラブの支援
- ・高齢者スポーツ振興の支援
- ・趣味講座などの情報提供
- ・地域共生社会実現に向けた取り組み

政策

元気で生きがいのある高齢社会を目指す

施策コード

IV436

施策 No.

36

介護予防（フレイル^注）対策の推進

【目指す姿】

高齢者のフレイル（虚弱）予防対策を取り入れ、地域とのつながりの中で、健康でいきいきと、その人らしく自立して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
要介護認定者率	15.8%	現状値維持	現状値：H30

【現状と課題】

- ・高齢者の介護予防に対する意識が高まり、一般介護予防教室への参加者が増え、介護予防につながっています。今後、フレイル予防に関する啓発や、フレイル予防に重点をおいた栄養・運動指導などの充実が求められています。

【施策展開の方針】

- ・地区公民館などを活用し、高齢者が歩いて通える範囲でフレイル予防対策教室が実施できるように支援します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
定例的に実施しているフレイル予防対策教室数	3 箇所	8 箇所	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	健康意識を高め、日頃から健康管理を進めます。
地域・事業者の役割	地域で協力し、フレイル予防教室を立上げ実践します。
行政の役割	フレイル予防のため啓発活動の実施
	主管課：福祉課
	関連する個別計画：東御市高齢者福祉計画 東御市介護保険事業計画

【主な事業】

- ・介護予防事業の推進（各公民館・各施設での筋トレ教室の充実）
- ・介護予防普及啓発事業
- ・介護予防把握事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

注）フレイル：加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能など）が低下した状態です。フレイルの時期に、適切な介入・支援を行うことにより、生活機能を維持向上できる可能性があります。

政策

元気で生きがいのある高齢社会を目指す

施策コード

IV437

施策 No.

37

地域包括ケアシステムの確立

【目指す姿】

介護や医療が必要な状態になっても高齢者が安心して、身近な地域でその人の能力に応じて自立した生活を在宅で送れるよう、地域で支えることができる包括支援体制の確立を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
介護サービス利用者の在宅介護率	69.4%	現状値維持	現状値：H30

【現状と課題】

- ・当市の高齢化率は、平成29年（2017年）4月時点で30.1%となっており、平成37年（2025年）には33.8%と推計されています。高齢化が進む中、医療と介護の連携や認知症対策だけでなく、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築（地域包括ケアシステム）が求められています。

【施策展開の方針】

- ・地域包括支援センターが中心となり、介護・医療・福祉間の一層の連携促進を図り、地域との連携強化を行い、実態に即した地域包括ケアシステムを確立します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
地域ケア会議実施数	13回／年	40回／年	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	介護や医療のことで困ったときは、一人で悩まず地域包括支援センターへ相談します。
地域・事業者の役割	地域での見守り、行政から取り次ぎのあった相談の迅速な対応を進めます。
行政の役割	地域包括ケアシステムの構築、相談内容に応じた適切な機関などへの取り次ぎ
	主管課：福祉課
	関連する個別計画：東御市高齢者福祉計画 東御市介護保険事業計画

【主な事業】

- ・認知症サポーター養成事業
- ・地域包括支援センター事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・認知症総合支援事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業

基本目標Ⅴ

地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち

1 地域特性を活かす農業の振興を目指す

V 138	東御ブランドの確立と特産品の振興……………	81
V 139	農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生……………	83
V 140	農業に担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立……………	84

2 元気で活力ある産業が育つまちを目指す

V 241	商工業の支援と育成……………	85
V 242	中心市街地のにぎわい創出……………	86
V 243	新規起業家への支援と企業立地の促進……………	87

3 定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す

V 344	U・Iターン移住者の誘導による定住の促進……………	88
-------	---------------------------	----

4 交流をひろげる魅力ある観光地を創る

V 445	観光拠点の整備と情報発信の強化……………	90
V 446	地域資源を活用した体験型、滞在型観光の推進……………	91

政策

地域特性を活かす農業の振興を目指す

施策コード

V138

施策 No.

38

東御ブランドの確立と特産品の振興

【目指す姿】

農産物特産品のブランド力の強化を図るため、グローバルGAP^{注1)}や地理的表示保護制度(GI)^{注2)}などの認証取得支援や品種登録などの知的財産化を推進するとともに、独自の流通販路による安定的な出荷先を確保して、経営所得の安定化と経営規模拡大を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
農業生産額	1,962百万円	2,000百万円	現状値：H29

【現状と課題】

- ・グローバルGAPや地理的表示保護制度(GI)、HACCP^{注3)}など第三者認証取得支援により安全・安心な農産物のブランド化に取り組んでいます。
- ・シナノグルミに関して、協定に基づき、産官学連携での取り組みを進めています。
- ・東御市ワインブランド強化のため、ワイン用ぶどう栽培の団地化を図るとともに、国内で不足するぶどう苗木の生産支援を実施しています。
- ・生産振興と合わせ、東京都大田区をはじめ首都圏への販路拡大の支援を行っています。
- ・経験知として蓄積された農業技術を後世に確実に引き継ぐことが必要です。

【施策展開の方針】

- ・サンファームとうみにおいてワイン用ぶどう苗木の供給体制を充実させ、市内向けに苗木を供給します。
- ・グローバルGAP認証圃場で生産された農産物を主体に、年間を通じて地域食材を安定供給する体制を整えます。
- ・シナノグルミを品種登録及び商標登録する取り組みを進めます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
ワイン用ぶどう作付け面積	28ha	50ha	現状値：H29
グローバルGAP認証取得経営体数	1 経営体	5 経営体	現状値：H30
シナノグルミの品種登録及び商標登録数	0 件	2 件	H31～登録開始

注1) グローバルGAP：農業において、食品安全、環境保全、労働環境等の持続可能性を確保するための生産工程管理の国際基準の仕組み、取り組みのこと。

注2) 地理的表示保護制度(GI)：地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついていて、多くの産品が存在している。これらの産品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度のこと。

注3) HACCP：食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	地域農畜産物の消費拡大に貢献します。
地域・事業者の役割	消費者の求める安全安心な農畜産物の栽培を進めます。
行政の役割	地域・事業者と市民・消費者の橋渡し役として、各者のニーズ調整などの実施
	主管課：農林課
	関連する個別計画：東御市農業振興計画

【主な事業】

- ・サンファーム管理運営事業
- ・シナノグルミの品種・商標登録事業
- ・千曲川ワインバレー（東地区）特区関連事業
- ・産業クラスター推進事業
- ・ワイン用ぶどう苗木生産支援事業

政策

地域特性を活かす農業の振興を目指す

施策コード

V139

施策 No.

39

農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生

【目指す姿】

点在する農地の利用集積を進め、耕作の効率化を図ることにより経営規模の拡大を促し、農業経営の安定化を図ります。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
担い手農家への利用集積面積	472ha	500ha	現状値：H30

【現状と課題】

- ・農地中間管理事業^注)などを活用し、担い手農家を核に農地の利用集積を推進しています。
- ・食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展などのため、耕作放棄地の解消に努めています。
- ・農家の高齢化や後継者不足などの要因により、耕作放棄地（荒廃農地）の増加が懸念されます。

【施策展開の方針】

- ・担い手農家へ農地の利用集積を図るため、農地中間管理機構などを有効活用し、人・農地プランと整合を図りながら、優良農地の確保及び担い手農家への農地のマッチングを進めます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
耕作放棄地再生面積	33.7ha	50.0ha	現状値：H25からの累計値

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	人・農地プランなどに基づき、地域の話し合いに参加し、耕作放棄地の解消のため、担い手に集積するなど農地の流動化を促進します。
地域・事業者の役割	人・農地プランなどに基づき、地域の話し合いを行い、耕作放棄地の解消のため、担い手に集積するなど農地の流動化を促進します。
行政の役割	農地の流動化を促進するため担い手へ長期間貸付を設定した地権者などへの補助
	主管課：農林課
	関連する個別計画：農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想 東御市人・農地プラン

【主な事業】

- ・農地中間管理事業
- ・農業経営基盤強化推進事業
- ・人・農地問題解決加速化支援事業

注）農地中間管理事業：地域内の農地を「農地中間管理機構」（農地利用の効率化等促進を図る団体。農地バンク。）が借り受け、担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して貸し付ける事業。

政策

地域特性を活かす農業の振興を目指す

施策コード

V140

施策 No.

40

農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立

【目指す姿】

持続可能な力強い農業を実現するため、青年などの新規就農者、農業経営継承者及び認定農業者などを確保・育成し、安定的な農業経営が図れるよう支援します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
認定新規就農者への利用集積面積	23.4ha	25.0ha	現状値：H30

【現状と課題】

- ・農業団体、関係機関と連携し、就農相談体制の強化、新規就農里親制度^注などの活用により、新規就農者の円滑な就農、確保につなげています。新規就農者のニーズに対応するため、里親制度において、多くの作目の研修体制を整備することが課題です。
- ・農業団体、関係機関と連携し、情報発信の強化、経営相談・栽培指導体制の充実により、認定農業者を拡充しています。効率的・安定的な農業経営を図るため、認定農業者の確保及び拡大を図る必要があります。

【施策展開の方針】

- ・新規就農里親制度などの支援体制のさらなる充実と関係機関と連携し多くの作目の研修体制を構築します。
- ・農業団体、関係機関と連携し、情報発信の強化及び経営相談・栽培指導体制の充実などをさらに進め、認定農業者の拡大を進めます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
新規就農者数	22人	27人	現状値：H30
認定農業者数	97人	100人	現状値：H30

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	人・農地プランなどに基づき、地域の話し合いに参加し、耕作放棄地の解消のため、担い手に集積するなど農地の流動化を促進します。
地域・事業者の役割	人・農地プランなどに基づき、地域の話し合いを行い、耕作放棄地の解消のため、担い手に集積するなど農地の流動化を促進します。
行政の役割	新規就農者に対する農地賃借料補助、就農者住宅のあっせんによる支援 主管課：農林課
	関連する個別計画：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 東御市人・農地プラン

【主な事業】

- ・新規就農者確保育成事業
- ・農業農村支援センターの充実
- ・農業人材力強化総合支援事業

注）新規就農里親制度：長野県が就農希望者に里親（農業者）を紹介して、研修をサポートする制度。

政策

元気で活力ある産業が育つまちを目指す

施策コード

V 241

施策 No.

41

商工業の支援と育成

【目指す姿】

社会経済情勢などの変化に対応した新分野でのものづくりとともに、働き方改革の推進による労働環境の充実、雇用対策などを支援しながら地域企業が発展し、地域産業が活性化する社会を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
有効求人倍率	1.66倍	1.40倍以上	現状値：H29 (上田管内の倍率)
製造品出荷額等	1,272.5億円	1,400億円	現状値：H28 工業統計調査（従業者4人以上の事業所）

【現状と課題】

- ・制度資金などによる企業の資金調達支援を通じて、経営の効率化及び拡大の支援をしています。今後も生産年齢人口の減少が見込まれることから、設備投資などによる生産性向上や優秀な人材の確保、労働環境の充実、円滑な事業継承などへの取り組み支援が必要です。

【施策展開の方針】

- ・地域企業において優秀な人材を確保するための機会の提供、働き方改革の推進、勤労者福祉の向上など、労働環境の充実に向けた支援をします。
- ・市内商工業の経営安定と地域産業の活性化を図るため、事業拡大、事業継承などの支援、新分野でのものづくり支援、必要な資金あっせんなどのほか、中小企業向けの経営指導、経営者セミナーなどを行います。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
就業率	58.7%	60.0%	現状値：H27（国勢調査）
事業所数	89事業所	90事業所	現状値：H28 工業統計調査（従業者4人以上の事業所）

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	地元企業、地域産業への関心と理解を深めます。
地域・事業者の役割	事業者連携、地域連携などを通じて経営の安定と生産性の向上を進めます。
行政の役割	情報提供、振興助成、融資あっせんなどの実施と拡充
	主管課：商工観光課
	関連する個別計画：地域未来投資促進法に基づく長野県地域基本計画

【主な事業】

- ・商工業各種団体の支援
- ・制度資金融資あっせん
- ・中小企業育成事業
- ・商工業振興助成事業
- ・制度資金保証料補給
- ・上田地域高等職業訓練協会との連携支援
- ・上田地域職業安定協会との連携支援
- ・勤労者互助会の支援
- ・勤労者融資あっせん

政策

元気で活力ある産業が育つまちを目指す

施策コード

V 242

施策 No.

42

中心市街地のにぎわい創出

【目指す姿】

賑わいのある中心市街地の活性化に取り組み、新たな魅力を創出する商店街づくりを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
中心商店街における新規店舗数	4 店舗	15店舗	現状値：H29 目標値：累計値（計画期間5年間）

【現状と課題】

・「コワーキングスペースえべや」や「観光情報ステーション」など新たな地域拠点施設を有効活用しながら、中心市街地の魅力発信や集客イベントを開催し、賑わいの創出に取り組んでいます。地元団体を巻き込んだ事業の展開が必要です。

【施策展開の方針】

・市内商工業団体、地域団体、その他関係団体との連携の下で、地域の魅力に関する情報発信、各種集客イベントの開催などを展開しながら、空き店舗を有効活用し、中心市街地の賑わいを創出します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
貸付意向がある中心商店街空き店舗数	4 店舗	0 店舗	現状値：H29 商店街実態調査（3年ごと）結果

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	市内商店街を利用し、魅力向上策を提案します。
地域・事業者の役割	地域や事業者の連携による集客イベント企画開催のほか、地域の魅力発掘に取り組めます。
行政の役割	調査・研究・意見交換の場の提供、地域活性化施策の検討及び地域支援
	主管課：商工観光課
	関連する個別計画：

【主な事業】

- ・雷電まつり実行委員会の支援
- ・田中商店街協同組合の支援
- ・中心市街地活性化委員会の支援

政策

元気で活力ある産業が育つまちを目指す

施策コード

V 243

施策 No.

43

新規起業家への支援と企業立地の促進

【目指す姿】

地域特性などを活かした新産業に関する研究・創出の支援及び起業への主体的な取り組みの支援を通じて、優良企業の立地を促進します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
商工会新規加入事業者数	21事業者	100事業者	現状値：H29 目標値：累計値（計画期間5年間）

【現状と課題】

- ・市内商工団体と連携し、起業・創業に関する支援事業を展開しています。
- ・工業用地取得などに関する相談が増加し、相談者のニーズに対応した土地や空き建物などに関する情報提供が求められています。

【施策展開の方針】

- ・近隣自治体を含めた産学金官連携による地域特性を活かした新産業の研究・創出を進めます。
- ・商工団体との連携の下で起業に関する主体的な取り組み支援を展開します。
- ・様々なツールを活用しながら企業誘致に関する情報の収集・発信を通じて、優良企業の立地を促進します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
新規起業に係る県・市制度資金利用事業者数	12事業者	50事業者	現状値：H29 目標値：累計値（計画期間5年間）

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	新規起業家への理解と協力を進めます。
地域・事業者の役割	地域課題に相互に連携して協力する関係を構築します。
行政の役割	新産業・新技術などの創出支援、起業や市内立地を目指す企業の支援
	主管課：商工観光課
	関連する個別計画：創業支援等事業計画

【主な事業】

- ・創業などに関する事業の支援
- ・創業に係る制度資金融資あつせん
- ・商工業振興助成（用地取得・事業所建設）

政策

定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す

施策コード

V344

施策 No.

44

U・Iターン移住者の誘導による定住の促進

【目指す姿】

本市の認知度やイメージを高めるとともに、雇用や住まいなど移住定住に必要な情報を一元的に発信し、人口減少に歯止めをかけ、にぎわいのあるまちを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
県外からの転入者数（年次）	337人	1,900人	現状値：H29 目標値：累計値（計画期間5年間）
行政サポートによる移住者数	9人	60人	現状値：H29 目標値：累計値（計画期間5年間）

【現状と課題】

- ・移住希望者に対する総合的な支援体制（ワンストップ窓口の設置、ポータルサイトの開設、関係部署との連携など）が整い、都市部での移住相談会の開催や移住体験ツアーの実施などの相談事業の充実により、移住相談件数は増加傾向にあります。
- ・近年、都会から地方への移住希望者が増加しているため、より一層、市の魅力のPRや認知度の向上を図る必要があります。
- ・移住希望者へ仕事と住まいの情報をセットで紹介する体制づくりが求められています。また、移住希望者がすぐ住める家を確保できるよう空き家の利活用を推進していくことが必要です。

【施策展開の方針】

- ・東御市の認知度を向上させるため、観光地、特産品などの地域資源や市の魅力ある取り組みをPRするとともに、ふるさと納税制度を活用し、シティプロモーションの推進を図ります。
- ・移住希望者に仕事と住まいがセットで紹介できるよう関係機関との連携体制を構築します。
- ・市民の空き家の利活用に対する意識啓発を図るとともに、地域と行政の協働による空き家の掘り起こしを進めるための仕組みを整備します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
東御市に対する評価 （全国市町村認知度ランキング）	939位	500位	現状値：H30
移住相談件数 （内、Uターンによる移住相談件数）	89件 （一件）	500件 （50件）	現状値：H29 目標値：累計値（計画期間5年間）
空き家バンク物件の新規登録件数	21件	150件	現状値：H29 目標値：累計値（計画期間5年間）

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	東御市の魅力を内外に発信するとともに、空き家の利活用や移住者を誘う取り組みに協力します。 空き家バンクへの積極的な登録を行います。
地域・事業者の役割	東御市の魅力をPRするとともに、市と連携し空き家の利活用や移住者を誘う取り組みを推進します。
行政の役割	東御市の魅力のPR、移住希望者の相談対応、空き家バンクの推進
	主管課：地域づくり・移住定住支援室
	関連する個別計画：東御市空家等対策計画

【主な事業】

- ・移住相談会及び移住体験ツアーの開催
- ・空き家バンクの推進
- ・ふるさと東御応援寄附金事業
- ・友好都市との交流

政策

交流をひろげる魅力ある観光地を創る

施策コード

V 445

施策 No.

45

観光拠点の整備と情報発信の強化

【目指す姿】

湯の丸高原を自然環境とスポーツが融合する観光交流拠点として整備するとともに、地域資源とのネットワーク形成を図り、情報発信力を高めて、交流人口の拡大を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
観光消費額	46.2億円	50.5億円	現状値：H29（暦年）
述べ宿泊者数	62,628人	70,500人	現状値：H29（暦年）

【現状と課題】

- ・湯の丸高原を中心とした市内の主要観光施設^{注1)}では、来訪者の受入環境の整備や魅力的な観光コンテンツの創出により、減少傾向にあった来訪者数が増加に転じています。
- ・観光情報ステーションにおける効果的なプロモーションにより、来訪者満足度が向上しています。
- ・魅力的な観光資源は多数あるものの、依然として自然資源を中心とした「見る」観光が主流であり、観光消費額が伸び悩んでいることが課題です。

【施策展開の方針】

- ・新たにインバウンドやスポーツ需要、MICE^{注2)}の取り込みを図り、DMO^{注3)}、スポーツコミッションを核に官民が一体となってハード・ソフト両面から「滞在・交流」環境の充実を図ります。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
主要観光施設入込客数	1,398,900人	1,490,800人	現状値：H30（暦年）

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	郷土に愛着と誇りをもって、本市の魅力の発信と来訪者へのおもてなしに取り組みます。
地域・事業者の役割	DMOが核となり、地域の多様な関係者を巻き込んで地域資源を活かした魅力的な観光コンテンツを造り、誘客の拡大に取り組みます。
行政の役割	観光ビジョンや観光戦略の策定と進捗管理、景観形成や観光資源の保全・管理
	主管課：商工観光課、文化スポーツ振興課
	関連する個別計画：東御市観光ビジョン 東御市湯の丸高原施設整備基本構想

【主な事業】

- ・ DMO 形成確立支援事業
- ・ 来訪者受入環境整備事業
- ・ 観光拠点整備事業

注1) 主要観光施設：湯の丸高原、海野宿、芸術むら公園、道の駅雷電くるみの里を指します。

注2) MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

注3) DMO：地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実践するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

政策

交流をひろげる魅力ある観光地を創る

施策コード

V 446

施策 No.

46

地域資源を活用した体験型、滞在型観光の推進

【目指す姿】

地域に息づく暮らし、自然、歴史・文化、食といった地域固有の価値を活かした観光コンテンツや体験プログラムを創出し、滞在型観光を推進することにより、交流人口・関係人口^{注1)}の拡大を図ります。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
来訪者満足度	67.0%	70.3%	現状値：H29（暦年）
リピーター率	46.7%	50.2%	現状値：H29（暦年）

【現状と課題】

- ・DMO機能をもった（一社）信州とうみ観光協会の発足により、体験プログラムの商品化や魅力的な観光コンテンツの一元的な情報発信を行っています。
- ・地域観光ガイド組織や体験プログラム提供事業者の拡がりにより、来訪者が求める「体験」「学び」を提供する体制は整いつつありますが、誘客は伸び悩んでいます。

【施策展開の方針】

- ・（一社）信州とうみ観光協会を核に、マーケティング・マネジメント^{注2)}の手法により、本市ならではの地域資源を活かした体験や交流、学びのプログラムを開発して販売し、観光地域づくりを推進します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
体験型プログラム利用者数	51人	2,000人	現状値：H29（暦年）
体験型プログラム利用者の満足度	85.0%	90.2%	現状値：H29（暦年）

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	本市の魅力の発信と体験・交流の受入れ、来訪者へのホスピタリティに取り組みます。
地域・事業者の役割	DMOを核に相互に協力し合って、この地でしか味わえない体験型プログラムなどを商品化し、滞在型観光の推進に取り組みます。
行政の役割	（一社）信州とうみ観光協会の自律的・継続的な活動への支援
	主管課：商工観光課
	関連する個別計画：東御市観光ビジョン

【主な事業】

- ・DMOによる募集型企画旅行、地域密着型滞在交流ツーリズム、誘客イベントの開催

注1）関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域の人々に多様に関わる人々。

注2）マーケティング・マネジメント：ターゲットとなる市場を選択し、その市場で顧客満足度を高めるための市場活動を効果的かつ効率的に進めていくこと。

基本目標VI

市民と共に歩む参画と協働のまち

1 市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す

VI147	協働のまちづくりの推進と担い手の育成	93
-------	--------------------	----

2 市民の信頼に応える行財政経営を進める

VI248	効果的で持続可能な行財政運営の推進	95
VI249	広域連携による共同事業の促進	96

3 開かれた市政を推進する

VI350	広報活動の充実	97
VI351	広聴活動の充実による市民参画の促進	98

4 全ての人が尊重されるまちを目指す

VI452	人権尊重・男女共同参画の推進	99
VI453	多文化共生の推進	101

政策

市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す

施策コード

VI147

施策 No.

47

協働のまちづくりの推進と担い手の育成

【目指す姿】

区や地域づくり協議会^{注1)}などの市民活動団体^{注2)}と行政が「協働」して地域課題の解決に取り組むとともに、その活動を担う人材の育成を図ることにより、市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す」の市民の満足度の割合	37.7%	50%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・小学校区単位の地域づくり^{注3)}を推進する「地域づくり協議会」を中心に、地区毎に策定した「地域ビジョン」の実現に向けた取り組みが始まっています。
- ・市民一人ひとりが地域づくりに関心を持ち、参加意識を高めていくとともに、地域と行政が地域の課題解決に向けて協働により対応するための仕組みづくりが必要です。併せて、この取り組みを担う地域リーダーの育成が求められています。

【施策展開の方針】

- ・小学校区単位の地域づくりに対する市民の参加意識が高まるよう、地域づくり協議会と連携し、取り組みを周知します。
- ・地域課題の解決や「地域ビジョン」の実現に対しての活動支援を継続するとともに、地域づくり協議会などの市民活動団体と行政が協働で取り組むための仕組みを整備します。
- ・「地域リーダー」を育成するため、市民の地域づくりに対する潜在的なニーズを掘り起こし、市民が参加しやすい、地域づくりの課題認識が持てる学習の機会を提供します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「小学校区単位の地域づくりへの参加」についての市民の意識度の割合	48.2%	60%	現状値：H29 まちづくりアンケート
地域課題の解決や「地域ビジョン」を実現するために取り組んでいる事業の実施数	35事業	50事業	現状値：H29 地域づくり協議会実施事業
「地域リーダー育成講座」受講者数	—	100人	累計値（計画期間5年間）

注1) 地域づくり協議会：各地区に発足した小学校区単位の地域づくりを推進する組織（田中地区地域づくりの会、しげの里づくりの会、祢津地域づくりの会、和地域づくりの会、御牧ふれあいの郷づくり協議会）の総称。

注2) 市民活動団体：地域における社会的な課題の解決に向けて、組織的・継続的・自発的に取り組む非営利団体。

注3) 小学校区単位の地域づくり：小学校区という身近で住民の連帯感が共有できる地区を単位として、区では解決できない地区の課題や将来像、地区全体を総括する組織などについて、住民自らが考え行動する体制を構築し、持続可能な地域づくりを目指す取り組み。

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	区や地域づくり協議会などの市民活動団体の活動へ積極的に参加します。
地域・事業者の役割	市民活動団体間の連携を図り、地域の課題解決に取り組みます。
行政の役割	市民活動団体の活動支援、地域リーダーの育成
	主管課：地域づくり・移住定住支援室、生涯学習課
	関連する個別計画：市民協働のまちづくり指針（東御市）

【主な事業】

- ・地域づくり支援員及び地域おこし協力隊員の配置
- ・小学校区単位の地域づくり推進交付金の交付
- ・地域づくりサポーターの配置
- ・北御牧庁舎市民交流サロンの運営
- ・地域リーダーの育成
- ・地域づくり活動補助金の交付
- ・区などの活動支援
- ・自治推進委員会の運営

政策

市民の信頼に応える行財政経営を進める

施策コード

VI248

施策 No.

48

効果的で持続可能な行財政運営の推進

【目指す姿】

質の高い効果的な行政サービスを提供するとともに、限られた財源を効果的・効率的に活用し、施策の推進と行財政改革の双方の整合を図りながら、持続可能な自治体経営を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
実質公債費比率 ^{注1)}	6.8%	15%未満	現状値：H29 早期健全化基準25.0%
将来負担比率 ^{注2)}	65.1%	120%未満	現状値：H29 早期健全化基準350.0%

【現状と課題】

- ・東御市行政改革大綱及び行政改革推進計画、サマーレビューの実施により、効果的な行政運営を進めています。
- ・予算編成においては、実施計画と一般財源枠配分方式を連動させ、効率的な財源配分を行っています。
- ・少子高齢化が進む中で、限られた財源を有効活用するため、事業の見直しなどを図りながら、多様化する市民ニーズに沿った行政サービスの実施が求められています。

【施策展開の方針】

- ・自治体規模に見合った財政運営を基本とし、施策の選択と集中により、健全な自治体経営に取り組みます。
- ・持続可能なまちづくりを推進するため、必要な財源の確保に努めます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
第4次東御市行政改革推進計画の取り組み達成度	—	100%	H31～計画開始

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	行政が行う市政運営に関心を高め、自分たちの考えを発信します。
地域・事業者の役割	地域組織、各種団体、民間事業者が担えることの実践部分を実施します。
行政の役割	行政改革推進計画に基づいた改革の実施 健全財政の堅持
	主管課：全課
	関連する個別計画：東御市行政改革大綱 東御市行政改革推進計画 東御市定員適正化計画 東御市公共施設等総合管理計画

【主な事業】

- ・行政改革推進計画の取り組みの実施
- ・事務事業点検改善強化活動（サマーレビュー）の実施
- ・効果的・重点的な財政の枠配分

注1) 実質公債費比率：標準的な年間収入のうち実質的な公債費（借金の返済）が占める割合で、この比率が18%を超えると、地方債を発行する際に県の許可が必要になります。また、25%以上になると、財政健全化団体となり一部の地方債の発行が制限されることとなります。

注2) 将来負担比率：標準的な年間の収入に対する市全体の負債の割合で、数値が高いほど将来財政運営を圧迫する可能性が高くなります。

政策

市民の信頼に応える行財政経営を進める

施策コード

VI249

施策 No.

49

広域連携による共同事業の促進

【目指す姿】

多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、広域的な連携による効率の良い行政運営を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
定住自立圏共生ビジョンに基づく取り組み項目数	14項目（佐久） 22項目（上田）	38項目	現状値：H30

【現状と課題】

- ・上田地域広域連合の広域計画、上田地域定住自立圏及び佐久地域定住自立圏の共生ビジョンに基づき、関係市町村が支え合うことで広域的な連携を進めています。
- ・ごみ処理事業、地域医療対策、消防、公共施設の共同利用、広域交通、観光など多岐にわたり、この地域にふさわしい広域行政の施策を進める必要があります。

【施策展開の方針】

- ・広域計画及び定住自立圏の共生ビジョンに基づき、関係自治体との交流や連携、事務の共同処理など広域的な地域振興を図ります。

【進捗管理指標】

- ・【施策の成果指標】とします。

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	広域行政を理解し、関心を高めます。
地域・事業者の役割	広域行政を理解し、関心を高めます。
行政の役割	広域行政の充実、強化による事務事業の効率化
	主管課：企画振興課
	関連する個別計画：上田地域広域連合広域計画 上田地域定住自立圏共生ビジョン 佐久地域定住自立圏共生ビジョン

【主な事業】

- ・上田地域広域連合広域計画事業
- ・上田地域定住自立圏事業
- ・佐久地域定住自立圏事業

政策

開かれた市政を推進する

施策コード

VI350

施策 No.

50

広報活動の充実

【目指す姿】

市政情報をより早く、正確に、分かりやすく発信し、行政の見える化を目指します。
東御市の魅力を市内外に向けて戦略的に発信することで、市の知名度の向上を図ります。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
東御市に対する評価 (全国市町村認知度ランキング)	939位	500位	現状値：H30

【現状と課題】

- ・市報、ホームページ、SNS^注（フェイスブック）、コミュニティFM、ケーブルテレビなどを活用し、市の魅力や必要な情報を発信しています。
- ・緊急時は、メール配信システムにより、気象情報、災害情報などを迅速に発信できる体制が整っています。
- ・ホームページなどの情報発信媒体の内容を充実させるとともに、災害時などに備え、緊急メール配信の登録者数及びコミュニティFM聴取者を増やす必要があります。

【施策展開の方針】

- ・市報、ホームページ、SNS、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ、メール配信などそれぞれの特性を活かして市政情報、地域情報、市の魅力、災害時などにおける緊急情報などの広報活動の充実を図ります。
- ・緊急メール配信の登録者及びコミュニティFM聴取者を増やすため、地域と連携した広報活動を行います。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
ホームページアクセス数	304,121件	400,000件	現状値：H29
SNSへの平均リーチ数	1,618件	1,700件	現状値：H29
メール配信登録者数	5,082人	5,300人	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	必要な情報を有効的な方法で受信すると共に、情報を積極的に提供します。
地域・事業者の役割	地域全体の活性化を図るため、積極的な情報提供を進めます。
行政の役割	各種媒体を活用した効果的な情報発信、啓発活動の実施
	主管課：企画振興課
	関連する個別計画：東御市地域防災計画

【主な事業】

- ・広報事務
- ・有線テレビ事業
- ・防災情報通信施設事業

注）SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

政策

開かれた市政を推進する

施策コード

VI351

施策 No.

51

広聴活動の充実による市民参画の促進

【目指す姿】

住民と行政の協働のまちづくりを進めるためには、広報による情報活動と並行して、市政に対する要望など、広く市民の声を聴き、市政に反映させる広聴が欠かせません。広聴活動の充実により、市民と行政の信頼関係を構築し、市民参画のまちを目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「開かれた市政を推進する」の市民の満足度の割合	37.7%	50.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

・まちづくり懇談会、私のひとこと、市長と語る車座ミーティング、パブリックコメント制度^{注)}などを効果的に行いながら、まちづくりへの市民参画を図っています。さらに幅広い年代の市民が参画しやすい仕組みづくりが求められています。

【施策展開の方針】

・市政へ市民の声を反映するため、関係機関と連携しながら、より大勢の市民が参画できるよう創意工夫した広聴に取り組みます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
まちづくり懇談会参加者数	304人	350人	現状値：H30
「市長と語る車座ミーティング」参加者数	30人	60人	現状値：H29 年間開催数
「私のひとこと」提言者数	27人	35人	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	市政に対して意見を発信、提案します。
地域・事業者の役割	地域での意見交換を活発に行い、広聴活動に積極的に参加します。
行政の役割	市民が参画しやすい機会の拡充、広聴機能の充実
	主管課：企画振興課
	関連する個別計画：

【主な事業】

- ・まちづくり懇談会の開催
- ・「市長と語る車座ミーティング」の実施
- ・市政への提言「私のひとこと」の実施
- ・パブリックコメント制度の実施

注) パブリックコメント制度：市が政策に関する基本的な計画等を策定する場合に、その案などを事前に明らかにし、市民等からその案などに対する意見を求め、寄せられた意見を考慮して、最終的な案などを決定する過程を公表するとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方もあわせて公表していく制度のこと。

政策

全ての人が尊重されるまちを目指す

施策コード

VI452

施策 No.

52

人権尊重・男女共同参画の推進

【目指す姿】

市民一人ひとりが人権とは何かを理解し、お互いの人権を尊重し合う、差別のないまちを目指します。また、性の多様性にも配慮し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
人権啓発学習会、セミナーなどに参加して、人権課題に対して理解の深まった参加者の割合	96.4%	100%	現状値：H30
政策などへの立案及び決定への共同参画、女性の社会参加の促進割合	25.6%	30%	現状値：H29

【現状と課題】

- ・同和問題をはじめとする様々な人権問題の課題への取り組みとして、「人権施策の基本方針・基本計画」に基づき、施策を展開しています。情報化社会に対応した市民の正しい人権意識の醸成が求められています。
- ・男性と女性が対等の立場で、互いの人権を尊重した社会を実現するために、女性が活躍できる環境づくりが課題です。

【施策展開の方針】

- ・人権同和教育・啓発の推進、相談機能の充実などに取り組み、市民の人権意識を高め、人権尊重のまちづくりを総合的に推進します。
- ・講演会や地区懇談会・学習会などを開催するとともに、男女ともに働きやすい環境づくり、仕事と家庭の両立支援に向けた、個人・企業への意識啓発、環境整備の推進を促します。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
市民向け人権啓発学習会、セミナーなどの開催数	38回	38回	現状値：H30
審議会や委員会などの女性委員の割合	36.6%	40%	現状値：H29
地域役員への女性の参画割合	14.5%	20%	現状値：H29

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	人権意識、男女共同参画意識を高めるとともに、様々な人権問題に対して正確な情報を得る習慣と、行動できる力を育みます。
地域・事業者の役割	行政などが主催する講演会や研修会などへ地域ぐるみで参加し、人権や男女共同参画に関する取り組みを実践します。
行政の役割	人権施策、男女共同参画推進に向けた方針と計画の策定、市民に向けた啓発活動の実施
	主管課：人権同和政策課、教育課
	関連する個別計画：東御市人権施策の基本方針・基本計画 東御市男女共同参画推進基本計画 東御市教育基本計画

【主な事業】

- ・人権尊重のまちづくり市民の集い・人権セミナーなどの開催
- ・学校・地域社会・企業などでの人権同和教育学習会の開催と啓発活動
- ・人権擁護委員の活動支援
- ・人権よろず相談所、心配ごと相談所の開設
- ・男女共同参画推進講演会・地区懇談会・各種学習会の開催
- ・審議会や委員会などへの女性の登用、地域役員への女性の参画促進
- ・各種相談の対応と市民の人権に対する意識調査、男女共同参画意識調査の実施・検証

政策

全ての人が尊重されるまちを目指す

施策コード

VI453

施策 No.

53

多文化共生の推進

【目指す姿】

外国籍市民が住みやすいまちづくりに取り組むとともに、外国籍市民の人権を尊重し、国際交流を通じて、生活スタイルや考え方を互いに認め合うことにより、多文化共生に対する意識醸成を目指します。

【施策の成果指標】

指標名	現状値	目標値	備考
「全ての人が尊重されるまちを目指す」市民の満足度の割合	41.2%	50.0%	現状値：H29 まちづくりアンケート

【現状と課題】

- ・外国籍市民のための相談窓口を設置し、生活全般における相談体制が整っています。今後は、外国籍市民を含む全ての市民の安心安全のため、より多くの言語での相談対応が求められます。
- ・インバウンドによる訪日外国人旅行客の増加、ホームステイ受入事業やホストタウン交流事業の実施に伴い、東御市を訪れる外国人と市民がふれあう機会の増加が見込まれます。市民ニーズや時代の潮流に応じた様々な角度から国際理解のための事業の創出が必要です。

【施策展開の方針】

- ・外国籍市民に対して、適切な情報提供や相談対応の充実を図ります。
- ・市民と外国籍市民が理解し合うためにお互いが交流する事業を展開し、外国籍市民が住みやすいまちづくりを進めます。
- ・ホストタウンであるモルドバ共和国と保育園、小中学校、地域などが様々な場所で交流できる機会を創出し、市民の国際理解を進めます。

【進捗管理指標】

指標名	現状値	目標値	備考
外国語での行政情報の提供	335件	400件	現状値：H29
窓口相談件数	976件	1,200件	現状値：H29
異文化交流サロン参加者数	20人	125人	現状値：H29 目標値：累計値（計画期間5年間）
ホストタウン交流事業 ^{注）} 実施数	4事業	20事業	現状値：H29 目標値：累計値（計画期間5年間）

注）ホストタウン交流事業：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の参加国との相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として国が登録するもので、東御市は「モルドバ共和国」を相手国として交流事業を展開。

【施策実現に向けたそれぞれの役割】

市民の役割	国際交流事業に参加し、多文化に対する理解を深めます。
地域・事業者の役割	地域ぐるみの国際交流を進めます。 国際交流団体などとの連携を図り、多文化共生の推進を図ります。
行政の役割	多言語による相談窓口の整備 国際交流事業の実施、ホストタウンのPR
	主管課：生活環境課、地域づくり・移住定住支援室、生涯学習課 人権同和政策課
	関連する個別計画：東御市人権施策の基本方針・基本計画

【主な事業】

- ・国際交流団体の支援
- ・ホストタウン交流事業
- ・異文化交流サロン事業

第5章

自治体行政に期待される SDGsの取り組みについて

国は、自治体において、SDGsを活用することで、客観的な自己分析により、特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策の推進の全体最適化が実現するとしています。

また、自治体と各ステークホルダー間において、SDGsという共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現するとしています。

したがって、SDGsの17の目標に紐づく169のターゲットの達成を目指すことが、日本の各地域における諸問題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

1. SDGsの17の目標と自治体行政の関係

SDGsの17の目標が我が国の自治体行政とどのような関係にあり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて検討され、次のとおり示されています。

	貧困	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	飢餓	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	保健	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	教育	【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。
	ジェンダー	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。
	水・衛生	【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	エネルギー	【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

	経済成長と雇用	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	インフラ、産業化、イノベーション	【目標9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	不平等	【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	持続可能な都市	【目標11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	持続可能な生産と消費	【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	気候変動	【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	海洋資源	【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	陸上資源	【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	平和	【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―」

2. 総合計画・後期基本計画の施策とSDGsの17の目標の関係

総合計画・後期基本計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画・後期基本計画の推進をはかることで、SDGsの目標達成に資するものと考えます。

基本目標	政策	施策No.	施策名称	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
I 豊かな自然と人が共生するまち	1 自然と調和した住みよいまちを目指す	1	豊かな自然の継承と共生の実現				
		2	身近な水環境の保全と活用				
		3	里山・森林の保全と活用				
	2 地球環境への負担の少ないまちを目指す	4	地の利を活かした再生可能エネルギーの活用の推進				
		5	ごみの適正処理と減量・資源化の推進				
II 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち	1 快適で暮らしやすいまちを目指す	6	秩序ある土地利用の推進				
		7	ゆとりある住環境づくりの推進				
		8	安全・快適な道路環境の整備			○	
		9	公共交通の利便性の向上			○	
	2 暮らしの安心を支える上下水道をつくる	10	水道水の安定供給				
		11	下水道事業の経営基盤の充実				
	3 暮らしの安全がひろがるまちを目指す	12	防災意識の高揚と防災体制の充実				
		13	災害に強い地域づくりの推進	○			
		14	地域消防体制の充実				
		15	地域防犯活動の推進				
III 子供も大人も輝き、人と文化を育むまち	1 安心して子供を産み育てられるまちを目指す	17	子育て家庭への細やかな支援の充実	○	○		○
		18	より豊かな幼児教育・保育の実践				○
	2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す	19	安全・安心な子どもの居場所づくりと教育環境の整備	○	○		○
		20	豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進				○
		21	確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進				○
		22	学校と家庭と地域の連携推進				○
		23	青少年の健全育成の推進				○
	3 生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す	24	人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進				○
		25	芸術文化活動の推進				○
		26	「する、みる、ささえる」スポーツ活動の推進				○
	4 郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す	27	文化財の保存と活用				○
		28	地域の文化や伝統行事の継承				○

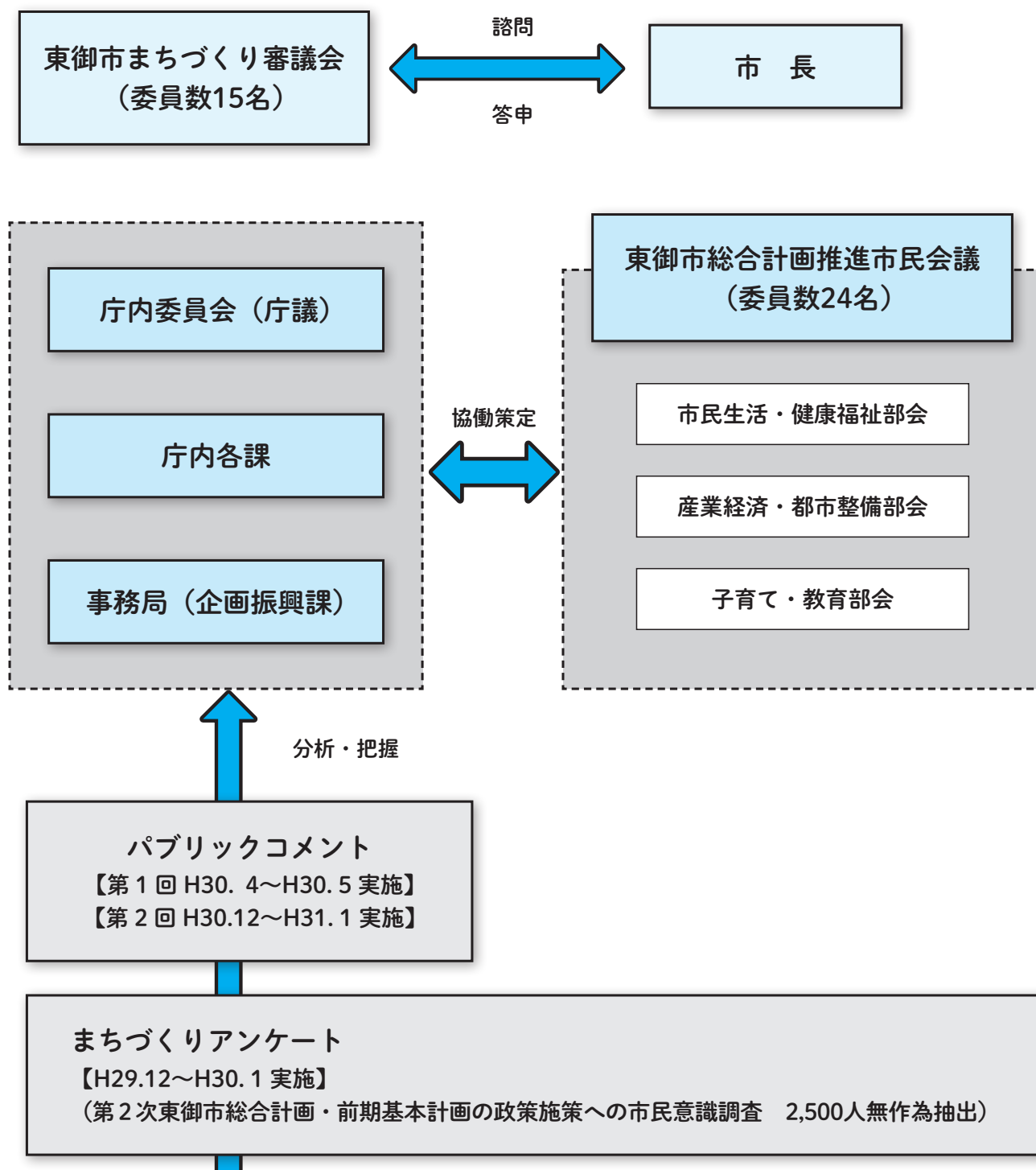
施策 No.	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と経済革新の 力をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を増やそう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すすめていこう	17 パートナシップで 目標を達成しよう
1		○					○	○	○	○	○		
2		○					○	○	○	○	○		
3		○					○	○	○	○	○		
4			○				○	○	○		○		
5		○	○				○	○	○	○	○		
6					○		○						
7					○		○						
8					○		○						
9					○		○						
10		○			○		○			○			
11		○			○		○			○			
12							○		○				
13					○		○		○				
14							○		○				
15							○					○	
16							○					○	
17	○						○					○	
18													
19							○						
20												○	
21													
22													○
23													
24													
25							○						
26													
27							○						
28							○						

基本 目標	政策	施策 No.	施策名称	1 健康な まちづくり	2 健康を 支える	3 すべての人に 健康と福祉を	4 暮らしの質を 高める
IV 共に支えあいみんなが元気に暮らせるまち	1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す	29	生涯を通じた健康増進の推進			○	
	2 安心して医療が受けられるまちを目指す	30	地域医療体制の充実			○	
	3 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す	31	ひとり親・生活保護・生活困窮世帯の自立支援と生活の安定	○	○	○	
		32	支え合う地域福祉づくりの推進			○	
		33	障がい者（児）福祉の充実			○	○
		34	虐待防止の推進			○	○
	4 元気で生きがいのある高齢社会を目指す	35	高齢者が活躍するまちづくりの推進			○	○
		36	介護予防（フレイル対策）の推進			○	
		37	地域包括ケアシステムの確立			○	
V 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち	1 地域特性を活かす農業の振興を目指す	38	東御ブランドの確立と特産品の振興		○		
		39	農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生		○		
		40	農業に担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立		○		
	2 元気で活力ある産業が育つまちを目指す	41	商工業の支援と育成		○		
		42	中心市街地のにぎわい創出				
		43	新規起業家への支援と企業立地の促進		○		
	3 定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す	44	U・Iターン移住者の誘導による定住の促進				
	4 交流をひろげる魅力ある観光地を創る	45	観光拠点の整備と情報発信の強化				
		46	地域資源を活用した体験型、滞在型観光の推進				
VI 市民と共に歩む参画と協働のまち	1 市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す	47	協働のまちづくりの推進と担い手の育成				
	2 市民の信頼に応える行財政経営を進める	48	効果的で持続可能な行財政運営の推進				
		49	広域連携による共同事業の促進				
	3 開かれた市政を推進する	50	広報活動の充実				
		51	広聴活動の充実による市民参画の促進				
	4 全ての人が尊重されるまちを目指す	52	人権尊重・男女共同参画の推進	○			○
		53	多文化共生の推進	○			○

施策 No.	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と地域革新の 力をもつくろ	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくばる責任 つくる責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を増やそう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナシップで 目標を達成しよう
29													
30													
31						○							
32						○							
33						○							
34	○					○						○	
35						○							
36													
37													
38				○	○			○					
39													
40				○	○			○					
41				○	○			○					
42				○	○								
43				○	○			○					
44				○	○		○						
45				○	○								
46				○	○			○					
47						○						○	○
48								○				○	○
49								○			○	○	○
50												○	○
51												○	○
52	○			○		○						○	○
53	○			○		○						○	○

資料編

1. 東御市総合計画・後期基本計画策定の体制



2. 東御市総合計画・後期基本計画の策定経過

日程	会議等	内容等
平成29年 9月15日	平成29年度第2回まちづくり審議会	東御市まちづくりアンケートの実施について
12月1日	平成29年度第3回まちづくり審議会	東御市まちづくりアンケートの内容の協議
12月5日	庁議	東御市まちづくりアンケートの内容の審議
12月29日～	東御市まちづくりアンケート (市民意識調査)	平成30年1月26日まで
平成30年 1月10日	平成29年度第2回総合計画推進市民会議	東御市まちづくりアンケートの内容の報告 計画策定のスケジュールの報告
3月22日	庁議	策定の方針の審議 東御市まちづくりアンケート調査結果(速報)の報告
3月26日	平成29年度第4回まちづくり審議会	東御市まちづくりアンケート調査結果(速報)の報告
4月2日	庁議	東御市まちづくりアンケートの調査結果(最終版)、 パブリックコメントの実施の審議
4月18日～	パブリックコメント	5月17日まで
5月28日	平成30年度第1回総合計画推進市民会議	東御市まちづくりアンケート調査結果(最終版)、 パブリックコメントの報告
6月1日	平成30年度第1回まちづくり審議会	東御市まちづくりアンケート調査結果(最終版)、 パブリックコメントの報告、諮問
7月13日～	各部局作成及び事務局調整	9月12日まで 前期基本計画評価、施策体系
7月18日	平成30年度第2回総合計画推進市民会議	ワークショップ
8月10日	平成30年度第3回総合計画推進市民会議	ワークショップ
8月28日	部課長会議	施策体系の協議
9月12日	庁議	施策体系の決定
9月13日～	各部局作成及び事務局調整	11月19日まで 素案の作成
11月20日	平成30年度第4回総合計画推進市民会議	素案の協議
11月29日	平成30年度第3回まちづくり審議会	素案の協議
12月3日	庁議	素案の審議
12月7日	議会全員協議会	素案の報告
12月10日～	パブリックコメント	平成31年1月8日まで
平成31年 1月22日	庁議	案の審議
1月29日	平成30年度第5回総合計画推進市民会議	パブリックコメントの報告、案の協議
2月12日	平成30年度第4回まちづくり審議会	パブリックコメントの報告、案の審議、答申
2月12日～	各部局、事務局最終調整	2月28日まで
3月5日	庁議	最終報告、決定

3. 名簿

(1) 東御市まちづくり審議会委員名簿

	氏 名	所属団体名	区 名
会長	篠原 博文	総合計画推進市民会議	西宮
職務代理者	宮嶋 千春	すくすくママ〜ず	本海野
	滝澤 栄一	東御市消防団	下八重原
	依田 繁二	東御市農業委員会	下八重原
	早川 一夫	(一社) 東御市観光協会	田中
	手塚 仁也	東御市工業振興会	常田
	阿部 貴代枝	東御市女性団体連絡協議会	別府
	重原 君江	メディア	加沢
	下村 征子	東御市教育委員会	大川
	滝澤 明彦	上小労組東御市連絡協議会	下八重原
	山田 良男	金融機関	田中
	岡田 和子	民生児童委員協議会	海善寺北
	宮原 則子	東御環境市民会議	曽根
	関 祐也	東御市商工会	加沢
	吉村 武洋	長野大学	上田市

(2) 総合計画推進市民会議委員名簿

役 職	氏 名
会長	荻原 慎一郎
職務代理者	邊見 美枝子

所属専門部会	氏 名	区 名	部会長◎ 副部会長○
市民生活・健康福祉部会	田中 秀幸	乙女平	◎
	小林 美奈子	大石	○
	押金 孝	東深井	
	唐澤 宏員	西宮	
	倉嵩 智彦	新張	
	竹内 美知子	栗林	
	高瀬 早苗	本海野	
	原田 京子	本海野	
産業経済・都市整備部会	荻原 慎一郎	上八重原	◎
	土屋 鈴子	寺坂	○
	荒木 和男	東上田	
	五十嵐 江利子	西宮	
	桜井 芳孝	奈良原	
	篠原 博文	西宮	
	波田野 信孝	新張	
	横井 憲一	中屋敷	
子育て・教育部会	小林 翠	東町	◎
	邊見 美枝子	日向が丘	○
	芦田 高英	常田	
	小笠原 早苗	寺坂	
	ガイダロヴァ アラ	東町	
	佐藤 美維	金井	
	関 桂子	東上田	
	山岸 ゆみ子	本海野	

東御市まちづくり審議会条例

平成16年4月1日

条例第26号

改正 平成26年3月26日条例第1号

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な市政の運営及び明るく豊かな住みよいまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、東御市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) その他まちづくりを推進するため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、まちづくりに関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会)

第7条 審議会は、専門事項その他会長が必要と認める事項を調査審議させるため、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(幹事)

第8条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

東御市総合計画推進市民会議設置要綱

平成26年4月1日

告示第41号

改正 平成30年3月30日告示第20号

(設置)

第1条 東御市総合計画を市民と行政の協働により推進するため、東御市総合計画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画に掲げる施策（以下「施策」という。）の進捗評価と改善策の提案
- (2) 施策実現に向けた市民、地域・事業者、行政の役割分担の進行管理
- (3) 施策推進にあたっての課題の調整と協働の検討
- (4) 施策実現のための協働事業の企画と実行支援
- (5) 基本構想に基づいた基本計画原案の総合的な検討及び調整に関すること。
- (6) その他、まちづくり課題の解決に向けた検討と調整

(組織)

第3条 市民会議は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(会長等)

第5条 市民会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 市民会議の任務を円滑に実施するため、市民会議に次の部会を置く。

- (1) 市民生活・健康福祉部会
- (2) 産業経済・都市整備部会
- (3) 子育て・教育部会

2 部会の運営、その他必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、企画振興部企画振興課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第20号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

4. 東御市まちづくり審議会の答申

平成31年2月12日

東御市長 花岡利夫様

東御市まちづくり審議会
会長 篠原博文

第2次東御市総合計画・後期基本計画（案）について（答申）

平成30年6月1日付け30企第27号により、当審議会に諮問のありました「第2次東御市総合計画・後期基本計画（案）」について、慎重に審議をした結果、下記のとおり答申します。

なお、後期基本計画の推進にあたり、基本構想に掲げる将来都市像「人と自然が織りなすしあわせ交流都市 とうみ」の実現に向け、下記のとおり附帯意見を付します。

記

諮問された取組みについては、妥当である。

附帯意見

- 1 少子高齢化・人口減少社会が更に進行し、財源確保が一層の厳しさを増す中、市民、地域、事業者、行政の役割と責任を明らかにし、市民と協働で諸施策を実現するように取り組まれない。
- 2 後期基本計画を市民が理解し、施策の実現に向けて参画していくことが重要であるため、本計画の内容を市民に分かりやすく伝えるように取り組まれない。
- 3 「成果指標」「進捗管理指標」の達成状況について、毎年度确实かつ適正に把握し、市民と協働で進捗状況をチェックするとともに、毎年の成果を広く市民へ公表していくように取り組まれない。
- 4 本計画がSDGsの達成を意識した計画となっていることから、今後、施策を展開するうえで、具体的にSDGsの達成に寄与する取り組みを推進されたい。

第2次東御市総合計画・後期基本計画
平成31年3月発行

東御市企画振興部企画振興課

〒389-0592 長野県東御市県281-2

TEL 0268-64-5893（直通）

FAX 0268-63-5431

Eメール：kikaku@city.tomi.nagano.jp

ホームページ：http://www.city.tomi.nagano.jp/



東御市



市の花 レンゲツツジ



市の木 くるみ



市の蝶 オオルリシジミ